

第三次甲州市行政改革大綱

(平成 27 年度から令和 3 年度まで)

検証結果

令和 5 年 3 月

甲州市

I 検証方法及び結果の活用

1 対象

平成 27 年 5 月策定「第三次甲州市行政改革大綱」、「実施計画書」に示す「具体的な改革項目」

2 大綱の計画期間

平成 27 年度～令和 3 年度
平成 30 年度に中間見直し実施

3 検証基準日

令和 4 年 3 月 31 日

4 検証方法

各課から提出のあった第三次行政改革実施計画書を政策秘書課で取りまとめ、達成状況等について整理を行い、資料を作成し、行政改革推進委員会において検証を行い、行政改革推進本部にて更に検証を重ねる。

5 検証結果の公表

甲州市ホームページで公表

6 検証結果の活用

新たに策定した新行財政改革大綱に基づく取組の参考とする。また、新行財政改革大綱に引き継がなかった取組についても、対応する各種計画等に基づく事業の実施及び見直し等に利用する。

II 主な成果の概要

1 市民協働の推進(協働)

重点項目	概要
(1) 市民と市政との情報の共有化	<ul style="list-style-type: none"> 各種 SNS 公式アカウント取得による情報発信 市ホームページリニューアル (R2)
(2) 市民と行政の協働に基づく行政サービスの充実	<ul style="list-style-type: none"> 市民懇話会の実施 (コロナ禍により書面開催) 年間広報計画の作成
(3) 男女共同参画の推進	<ul style="list-style-type: none"> 第 3 次甲州市男女共同参画推進～甲州フルーティ夢プラン～策定
(4) 良好な生活環境・安らぎのある景観の整備	<ul style="list-style-type: none"> 「甲州市色彩景観づくりの手引き」作成 自然色ネット等資材購入補助制度開始 「葡萄畑が織りなす風景」ほか日本遺産の認定
(5) 甲州市の魅力をもとに全国にPRする取組の推進	<ul style="list-style-type: none"> 日本農業遺産認定 農村ワーキングホリデー事業 国内外へのトップセールスの継続実施 移住者向け情報誌及びHP「甲州らいふ」開始

2 職員のスキルアップ(成果)

重点項目	概要																														
(1) 組織・機構の見直し	<ul style="list-style-type: none"> 大和庁舎の機能集約 防災危機管理室、地域未来戦略室の設置 重層的支援に対応した課の設置 (福祉総合支援課) 課の統合等による組織の簡素化 定員管理計画の策定 (H29) と計画に基づく配置 <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th></th> <th>H26</th> <th>H27</th> <th>H28</th> <th>H29</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>全会計(人)</td> <td>372</td> <td>369</td> <td>365</td> <td>363</td> </tr> <tr> <td>普通会計(人)</td> <td>320</td> <td>317</td> <td>310</td> <td>311</td> </tr> </tbody> </table> <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th></th> <th>H30</th> <th>R1</th> <th>R2</th> <th>R3</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>全会計(人)</td> <td>358</td> <td>355</td> <td>357</td> <td>352</td> </tr> <tr> <td>普通会計(人)</td> <td>308</td> <td>300</td> <td>299</td> <td>294</td> </tr> </tbody> </table>		H26	H27	H28	H29	全会計(人)	372	369	365	363	普通会計(人)	320	317	310	311		H30	R1	R2	R3	全会計(人)	358	355	357	352	普通会計(人)	308	300	299	294
	H26	H27	H28	H29																											
全会計(人)	372	369	365	363																											
普通会計(人)	320	317	310	311																											
	H30	R1	R2	R3																											
全会計(人)	358	355	357	352																											
普通会計(人)	308	300	299	294																											
(2) 職員の資質向上	<ul style="list-style-type: none"> 研修受講義務化、職階研修の開始 セクハラ相談員制度の開始 																														
(3) 人事評価制度の確立	<ul style="list-style-type: none"> 人事評価制度の適正かつ効果的な運用 管理職登用試験の開始 ・希望による降任制度の導入 																														

3 業務改善(効率)

重点項目	概要
(1) 市役所窓口における接遇等のさらなる向上	・窓口アンケートの定期実施
(2) 指定管理者制度、民間委託等の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・指定管理者制度の導入 鈴宮寮：H28. 4～ 正職員 8 人他部署へ配置換え、臨時職員 18 人削減 ・民間委託の導入 学校給食センター：R4. 4～ 会計年度職員 21 人削減 ・民間移管 訪問看護ステーション：H30. 4 正職員 2 人、臨時職員 11 人削減 勝沼 CATV：H31. 4 ・環境センターの甲府・峡東クリーンセンターへの移行 (H29. 4～) ・指定管理者制度第三者モニタリングの開始
(3) 事務事業の見直し	<ul style="list-style-type: none"> ・マイナンバー制度の活用による手続きの効率化 <ul style="list-style-type: none"> ・独自利用業務の運用 ・証明書コンビニ交付サービス ・普通建設事業採択基準に係る規則制定 ・定住促進住宅を利用した「お試し住宅」制度の開始 ・本庁舎の LED 化 ・消防団の統合

4 健全財政の維持(安心)

重点項目	概要
(1) 公共施設マネジメントの推進	・「公共施設等総合管理計画」及び「個別施設計画」の策定 (H29 策定 (R3 改訂))
(2) 新しい財源の検討	<ul style="list-style-type: none"> ・ふるさと納税寄付の増加 H26 寄附額 230,860 千円 R 3 寄附額 2,579,930 千円
(3) 適正な債権管理の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・市税収納率の維持向上 ・市税特別徴収事業所の拡大
(4) 外郭団体等の見直し	<ul style="list-style-type: none"> ・社会福祉協議会への職員派遣の廃止 (R2) H26 1 人 → R3 0 人 ・土地開発公社の解散 (R2)
(5) 経費節減等による健全な財政運営	<ul style="list-style-type: none"> ・中長期財政推計の策定、公表 (H27、R3) ・当初予算編成時の予算上限設定による事業費削減
(6) 特別会計等の経営健全化	・簡易水道会計及び下水道会計の地方公営企業法適用事業化 (R2)

	・各事業に係る経営戦略（病院事業については「地域医療体制基本計画」）の策定
--	---------------------------------------

III 実施項目

第三次甲州市行政改革大綱 甲州市行政改革推進プログラム進捗状況
 達成状況（◎：最終目標達成、○：一部達成、×：未達成、△：取組中止）

1 協働（市民協働の推進）

(1) 市民と市政との情報の共有化

① 電子化・情報化の推進

【改革項目】

○各種申請・届出のオンライン化を今後も継続するとともに、SNS等を活用し、防災・防犯などの情報提供サービスの充実を図ります。

【総務課】

【検証】

（7年間の実績）

- ・市公式ホームページのリニューアルを実施しました。
- ・SNSについては情報発信ツールを増やして最新情報の配信を行いました。
- ・各種申請については、やまなしくらしねっとや民間の申請フォームを利用したオンライン化の推進を図りました。

（評価の根拠）

- ・市公式ホームページのリニューアルによりスマートフォンからの視聴が容易で見やすくなり、掲載内容を機械翻訳により自動で5つの言語への翻訳が可能となりました。SNSについてはTwitter、Facebook、Instagram、YouTube、LINEを活用しての配信の実施。
- ・各種申請については、電子申請ポータルサイト「やまなしくらしねっと」で41事業を掲載して行政手続きのオンライン化を推進しています。

【課題・今後の方針、改善事項など】

- ・情報提供サービスについては、市ホームページが更に見やすくなるよう工夫に努めます。
- ・各種申請のオンライン化については、関係各課と連携し、市民の利便性向上のため拡充できるよう努めていきます。

○

② 情報の共有化

【改革項目】

○市政に関する情報を市民がいつでも閲覧できるように、ホームページ等の充実を図り、行政の考え方が見える広報に努めます。また、オープンデータ（公共施設の位置情報、AED

【検証】

（7年間の実績）

- ・ホームページについては、情報の積極的な掲載を進めてきました。また、リニューアルも実施し、市民の閲覧のし易さも向上しました。特にスマートフォンにも対応したことで、利便性が向上しました。オープンデータについては平成21年度当時からHP上に掲載している統計情報の更新を進めました。

○

<p>の位置情報、文化財、観光施設の写真等について)の活用、提供について研究を行います。</p> <p>【政策秘書課】</p>	<p>【評価の根拠】</p> <ul style="list-style-type: none"> ホームページ閲覧数で検証（千件未満四捨五入） <p>H27年度：1,560千件、H28年度：1,367千件、H29年度：1,279千件</p> <p>H30年度：1,068千件、R1年度：972千件、R2年度：1,124千件</p> <p>上記のとおり減少傾向に歯止めがかかり、R3年度は3月分を除いても、1,369千件と、上り調子です。リニューアル及びスマホ閲覧対応をしたことは影響大と思われます。</p> <p>【課題・今後の方針、改善事項など】</p> <ul style="list-style-type: none"> ホームページに掲載する情報は原則的に上書きしない運用とします。ただし、情報が残っていることで混乱を招くような情報（例えば数年前に掲載したイベント開催告知など）は削除することといたします。オープンデータの開示はノウハウの構築から進める必要があります。
<p>(2) 市民と行政の協働に基づく行政サービスの充実</p>	
<p>① 市民提案型協働のまちづくり事業の推進</p>	
<p>【改革項目】</p> <p>○「協働のまちづくりを進める基本方針」（平成23年3月策定）及び「協働のまちづくり推進計画」（平成24年3月策定）に基づき、市と市民、ボランティア団体、事業者等との協働のまちづくりを推進するため、市民提案型協働のまちづくり事業補助金制度の活用促進を図ってまいります。特に、市職員が協働のまちづくりの大切さを自覚し、市の事業の中で協働事業化可能なものに率先して取り組んでいくよう、意識の向上を図ります。</p> <p>【市民生活課】</p>	<p>【検証】</p> <p>（7年間の実績）</p> <ul style="list-style-type: none"> 広報・ホームページへの掲載、パンフレットの配布を行い、市民・ボランティア団体・事業者等に周知、意識の醸成を図るとともに活用促進を図りました。また、実施には至りませんでした。職員の意識改革を図るための研修会を計画しました。 <p>【評価の根拠】</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成28年度から令和元年度まで9事業を認定しました。主な事業として、地域祭りの継承や伝統文化を守り、地域住民や将来を担う子ども達の歴史文化への関心を醸成するための事業、歴史的景観に対する住民意識の向上と多くの人に景観形成活動を普及するための事業、また、果樹園等の空き地を有効活用し、ジャーマンアイリスを植栽、観光客の増加や果樹栽培への理解と交流を促進し、地域の活性化を図る事業等があげられます。 令和3年度は、新型コロナウイルス感染拡大のため実施には至りませんでした。事業の大切さについて職員の理解を深め、実績に結び付けようと研修会開催を検討しました。 <p>【課題・今後の方針、改善事項など】</p> <ul style="list-style-type: none"> 令和3年度に開催寸前のところで中止とした職員研修会を次年度以降実施し、事業件数の増加に結び

	<p>付けます。また、令和4年度に、協働のまちづくり推進委員会を中心に計画の見直しを実施するため、市民提案型協働のまちづくり事業の推進方法についても検討します。</p>
<p>②行財政改革貢献型市民提案制度の創設</p>	
<p>【改革項目】 ○市民から広く、行財政改革につながる事業や取組について提案を受けるための制度の創設を行います。 【政策秘書課】</p>	<p>【検証】 （7年間の実績） ・市民の方で構成する行政改革推進委員会において、各課担当との書面による意見交換の仕組み及び指定管理の第三者モニタリング制度を新設。新行財政改革大綱を策定する際の市民アンケート、区長アンケート等の活用・反映。</p> <p>（評価の根拠） ・現在ある仕組みを活用する中での新制度の実施やより効果的な運用により、事務的にも効率よく、行革の取り組みへ市民目線をより反映させることができたため。また、新大綱策定の際には市民アンケート等の結果を反映させることができたため。</p> <p>【課題・今後の方針、改善事項など】 ・本年度の取組みの一つである広聴制度の活用をととした提案制度の検討や提案に対する市の考えの公表方法等の検討を進めます。</p> <p>【その他成果のあった行革取組】 ・市民提案型協働のまちづくり事業について所管課で実施しています。</p>
<p>③広聴・広報活動の充実</p>	
<p>【改革項目】 ○市政情報の積極的な提供や公開を進めるとともに、市政出前懇談会などでの市民との対話を通じ、市民の意見、提案やニーズを把握し、市政に反映させます。また、年間の広報計画を年度当初に作成するとともに毎月の編集会議を行います。 【政策秘書課】</p>	<p>【検証】 （7年間の実績） ・市長への手紙やHPの問い合わせフォーム等で市民からいただいた意見、提案は速やかに回答することに努めました。 ・市民との懇談会については、R4.1にタウンミーティングを企画し、実施する寸前までいきましたが、コロナ第6波により無期限延期としました。これに替え、出席予定者に開催延期通知とともに市長への手紙を同封し、当日いただく予定だったご意見等をご返送いただきました。このご意見等には各課からの回答を取りまとめた上で返信しました。 ・広報計画は毎年作成し、広報担当員を主として広報内容等、連携を図りました。</p>

(評価の根拠)

- ・数値で表すことはできませんが、市民の方から頂いた様々なご意見について、回答不能なもの以外は迅速に回答してきました。市民の懇談会についても開催できなかった分、書面にてご意見を伺い、複数課からの回答を取りまとめて返信できました。

(3) 男女共同参画の推進

① 「甲州フルーティー夢プラン」(甲州市男女共同参画推進計画) に沿った推進

【改革項目】

- 甲州市男女共同参画推進条例(平成28年3月制定)及び第2次甲州フルーティー夢プラン(平成29年3月策定)に基づき、庁内推進体制を整え、市民や事業者など甲州市で活動する全ての人々と協働で男女共同参画実現に向け取り組みます。そのため、都市宣言の制定や身近なテーマに基づいた啓発活動など、様々な分野で市民の男女共同参画意識が高まるよう、着実に推進していきます。

【市民生活課】

【検証】

(7年間の実績)

- ・甲州市男女共同参画推進条例制定、第2次甲州フルーティー夢プラン策定、また、市民の意識の醸成につなげるよう甲州市男女共同参画都市宣言を行いました。そのほか、男女共同参画推進委員会を中心にフォーラム開催、市内各イベントでの啓発活動等を実施し、男女共同参画社会実現に向けて取り組みを進めてきました。

(評価の根拠)

- ・令和3年度に実施した市民への意識調査の結果から、男女平等観について「平等」と回答した割合が最も多いのは「学校生活56.3%」であり、若い世代の平等を評価していることが伺えます。また、市議会においては4名の女性議員がおり、県下ではその割合も高く、男女共同参画社会の実現が着実に進んでいることが伺えます。

【課題・今後の方針、改善事項など】

- ・第3次甲州市男女共同参画推進計画に基づき、より一層の意識改革と女性の更なる社会参加の促進、働き方の見直し、そのための環境整備等取り組みを検討していきます。計画の中に記載されている各課の事業内容について、男女共同参画の視点を取り入れた事業内容に改善し、連携した取り組みを推進していきます。

(4) 良好な生活環境・安らぎのある景観の整備

① 良好な環境・景観等の保持の取組

【改革項目】

○豊かな甲州市の自然環境や地域によって守られてきた景観・伝統や文化を次世代に引き継ぐため、景観条例を基に、行政と地域が協力して保全に取り組みます。また景観形成重点地区の指定に向けた業務を着実に進めます。

【都市整備課】

【検証】**（7年間の実績）**

- ・景観法に基づく届出：新築等での届出は約 100%ですが、変更時の届出を失念しているケースがあり、完了検査時だけでなく中間検査（パトロール）を加え、届出遅れの無いよう指導しています。
- ・自然色シート等資材購入補助：地域小売店等に協力依頼し PR ポスターの掲示件数を増加させたことにより申請件数が増加しました。

（評価の根拠）

- ・景観計画区域内行為届出：1,149 件
- ・自然色シート等資材購入補助活用：71 件
- ・色彩等の指導数：平均 166 件
（目標には入っていませんが、ガードレール等修景活動及び修景作業前研修等により、景観まちづくりへの理解・協働を進めました。）

【課題・今後の方針、改善事項など】

- ・景観形成は市民・民間企業・NPO 等の様々な方々と協働することにより、より良いものとなっていきます。景観計画区域行為届、ガードレールペンキ塗り、自然色シート等資材購入費補助等により、景観形成への意識づけは進んできています。景観形成の意識づけを継続していくことにより、自主的な景観形成活動ができるよう働きかけを継続していきます。

【改革項目】

○勝沼地域固有のブドウ畑が広がりワイナリーが点在する風景について、地域内に残る近代産業遺産等も含めて総括的に調査を実施し、重要文化的景観として国の選定を受けることを目指します。また、調査を通して風景の特性を把握・評価することで、地域と行政が協働して文化的景観の保全に取り組みます。

【文化財課】

【検証】**（7年間の実績）**

- ・日本遺産に認定された「日本ワイン 140 年史」が大きな実績となりましたが、更に関連する勝沼地域のブドウ畑やワイナリー群の文化的景観の国の選定について取り組んでいきます。

（評価の根拠）

- ・日本遺産に登録されたことで、牛久市との交流や構成文化財のソフト面での強化（AR 技術を活用したフォトフレームの設置や無料 Wi-Fi スポットの提供等）など、補助金を活用し整備が進められた一方で、景観保全に関しては、コロナ禍の影響で対面での具体的な関連機関との調整が少し遅れた点があります。

		<p>【課題・今後の方針、改善事項など】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・基本的に官民が協力し、勝沼地域固有のブドウ畑・ワイナリー群の景観保全を目指していく所であり、特になアンケート結果での地域住民の声を交える中で計画も慎重に進めていく必要があります。また、日本遺産事業も次年度が補助事業最終年度であるため、今後の誘客を見込み、更に整備を進めます。 <p>【その他成果のあった取組】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・日本遺産関連事業について、甲州市だけでなく牛久市と共同で実施していることにより、構成文化財の活用や展示方法等、様々な点で両市の知恵や工夫が見られ、限られる予算の中で最大限の成果・取組みが行われたと考えられます。
<p>(5) 甲州市の魅力や市民とともに全国にPRする取り組みの促進</p>		
<p>① 地域力の向上</p>		
<p>【改革項目】</p> <p>○地域力の向上のため、ブランド力の向上や地産地消、市民農園、遊休農地活用、コミュニティビジネスなどの地域おこし施策を推進します。</p> <p>【農林振興課】</p>	<p>○</p>	<p>【検証】</p> <p>(7年間の実績)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成27年に事業着手し、翌28年には日本農業遺産に認定され注目が集まるなか、同年から世界農業遺産認定活動を推進し、令和2年2月には認定機関（FAO 国連機関）に世界農業遺産認定申請書が受理され、現地調査を受けるのみとなっています。 <p>(評価の根拠)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成28年日本農業遺産認定 ・令和2年2月世界農業遺産認定申請 <p>【課題・今後の方針、改善事項など】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・令和4年度中には現地調査が実施され、その1年以内の結果公表により認定を見込んでいます。今後は認定後を見据え、よりPR活動を強化していきます。
<p>② 甲州市の魅力や特性のPRの促進</p>		
<p>【改革項目】</p> <p>○甲州市の地域資源を活用し、首都圏等からの来訪者や二地域居住を促進し、移住希望者が地域に溶け込めるための協力者として、定住相談員</p>	<p>○</p>	<p>【検証】</p> <p>(7年間の実績)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・人口については減少の一途を辿っているが、定住人口の確保策の他、交流人口、関係人口の増加策を行っており、また、コロナ禍の影響がプラスに働くケースもあり、特に社会増に効果が見えつつあります。

などの設置を含め、交流人口や定住人口の増加に努めます。また、特に若い世代の家庭増加につながる取組を検討・実施していきます。

【政策秘書課】

（評価の根拠）

・シェアオフィス甲州やお試し住宅の整備、さらには、移住相談や空き家活用の活性化により転入、転出数に変化が出つつあります。転入転出数は2018年が-255人、2021年が-16人と大幅に改善されています。さらに分析すると30歳代、10歳未満は転入超過となっています。

【課題・今後の方針、改善事項など】

・当初想定していなかった二拠点居住、二地域居住、ワーケーション、テレワーク等の推進により、人口減少対策は年々変化しており、時代にあった人口対策が必要であります。ウイズコロナ、アフターコロナを見越した取組が必要であります。

※「ワーケーション」＝ワークとバケーションを組み合わせた米国発の造語。リゾート地などで休暇などを兼ねてリモートワークを行う労働形態を指す。

【改革項目】

○トップセールスについては、継続して訪れることによる信頼感の醸成が最も重要となることから、今後も甲州市のPRと経済活性化に向けて、市長のトップセールスを継続します。

【農林振興課】

【検 証】

（7年間の実績）

・令和元年までは毎年のトップセールス実施や日本農業遺産認定などを達成し、本市特産果樹のPRが順調に進められてきました。令和2年以降はコロナ禍でトップセールスや世界農業遺産認定が足踏みしています。

（評価の根拠）

・JA主要果実販実績（ぶどう、桃、すもも、さくらんぼ、枯露柿の合計）

	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3
出荷量 (t)	11,140	11,445	11,063	11,022	9,525	8,704	9,633
販売額(百万円)	6,701	7,704	7,962	9,197	8,918	9,200	10,906

【改革項目】

○甲州市魅力発信事業を通じ、甲州市の魅力を県内外に若手職員を中心に積極的にアピールするとともに定住促進へつなげます。

【政策秘書課】

【検 証】

（7年間の実績）

・「甲州らいふ」冊子版、WEB版とも充実を図ってきました。観光情報とは一線を画した情報誌として内容の充実により、閲覧数も年々増加し、知名度も上がってきています。

（評価の根拠）

・冊子版の活用実績及びWEB版についてセッション数、ユーザー数、ページビュー数とも増加しており、全国の方からアクセスしていただいています。冊子版の発行を隔年としたかわりにWEB版による身近な情報をタイムリーに発信したことが成果につながってきています。

		<p>【課題・今後の方針、改善事項など】</p> <ul style="list-style-type: none"> 本市の移住についての情報発信をさらに発展させるとともに、情報発信の充実と移住、定住につながる各種取り組みのリンクがさらに必要になってきます。各課の移住に係る情報や人口対策事業を的確にキャッチし、タイムリーに発信していくことも大事であります。
<p>【改革項目】</p> <p>○大学や企業、各種団体との連携によるまちづくりの推進や地域経済の活性化などを目指します。</p> <p>【政策秘書課】</p>	○	<p>【検証】</p> <p>（7年間の実績）</p> <ul style="list-style-type: none"> 観光振興、文化振興、地方創生、地域活性化、防災、自治体DX、ゼロカーボン、市民の健康づくり等に関する各種連携を進めるとともに、連携に基づく各種事業を実施しました。 <p>（評価の根拠）</p> <ul style="list-style-type: none"> 令和3年度に締結した協定を見ても、本市の特性を活かしたのものや、時代の流れに沿う協定など、地域振興のため行政だけでは解決できない課題に対し連携を図ることができています。しかし、この改革項目は数値等で達成判断をできる項目ではなく、今後も継続し取り組んでいくものであるため、一部達成としました。 <p>【課題・今後の方針、改善事項など】</p> <ul style="list-style-type: none"> 変化を続ける社会情勢の中にあっても、市民サービスの向上と継続的な提供を目的に多様な主体との連携を進めるとともに、今ある連携の整理や、連携の効果を高める取り組みなど、連携をより効果的・効率的なものとする必要があります。
<p>③インターネットを活用した地域情報発信</p>		
<p>【改革項目】</p> <p>○インターネットを利用し、全国に向けてホームページ、SNSを活用し、甲州市の魅力を適時に発信するなどの広報活動に力を入れて行きます。</p> <p>【政策秘書課】</p>	◎	<p>【検証】</p> <p>（7年間の実績）</p> <ul style="list-style-type: none"> ホームページは令和3年度当初にリニューアルを行ったことで、閲覧し易くなりました。また、スマートフォン対応のHPとしました。掲載内容は常にチェックを行い、各課の情報発信の正確性を高めました。 「甲州市ふるさと納税」、「甲州市の生涯学習」、「甲州市勝沼ぶどうの丘」など、各部署が設置しているSNS（フェイスブックなど）により情報発信を図りました。

			<p>(評価の根拠)</p> <ul style="list-style-type: none">・市の魅力を発信するという観点から、HPを始め観光、産業、文化財等においては SNS も活用しており、充実した広報活動を実施できました。・市長フェイスブックも逐次情報アップに努め、R3 年度は 98 件の記事を掲載しました。
--	--	--	---

成果（職員のスキルアップ）

(1) 組織・機構の見直し

①時代に即応した組織体制の整備

【改革項目】

○従来の縦割り型組織にとらわれず、政策目的に基づき、効率的・効果的に事務事業を処理し得る、市民の視点に立った弾力的組織を目指します。

【政策秘書課】

○

【検証】

（7年間の実績）

・第3次行政改革大綱の計画期間内には5度の見直しを実施し、変化を続ける社会情勢下にあっても、市民の各種ニーズに継続的に対応できる、より簡素で効率的な組織を目指し整備を行ってきました。

（評価の根拠）

・簡素で効果的・効率的かつ多様な市民ニーズに継続的に対応できる行政組織とするため、限られた行政資源の中で最大の効果を発揮するための課及び担当の集約と所管の見直しを随時実施してきたため。平成27年度29課→令和4年度21課。

【課題・今後の方針、改善事項など】

・変化する社会情勢の中、今後も市民ニーズに継続的に対応できる簡素で効果的・効率的な組織とすべく継続的に見直しを実施していきます。

【改革項目】

○勝沼支所、大和支所については、住民の視点に立ち、幅広い要望に対応できるよう、業務内容の見直しを行います。また、将来的なあり方について検討します。

【政策秘書課】

○

【検証】

（7年間の実績）

・来庁者の利便性向上とコスト削減を目指し、支所機能と地域公民館の機能の集約を行いました。また、職員について支所職員と公民館職員を兼務とすることで、効率的な人材活用を図りました。

（評価の根拠）

・上記実績のとおり、機能集約を行うことができましたが、今後も取り組むべき項目のため一部達成としました。

【課題・今後の方針、改善事項など】

・来庁者の利便性と将来の施設の在り方、また、効果的・効率的な職員登用とのバランスを取りつつ、地域住民の声を市政に反映させる役割を果たすべく体制を整える必要があります。

<p>【改革項目】</p> <p>○指定管理者制度、業務委託実施、移管事務などを勘案し、人事面での有効な配置を行い、異業務に携わる職員については、必要な研修を行うとともに、定期的なフォローアップを行います。</p> <p>【総務課】</p>	<p>【検 証】</p> <p>（ 7 年間の実績）</p> <ul style="list-style-type: none"> 各課にヒアリングを実施し、業務委託などの所管事業の動き、機構改革による業務分掌の改変などに応じ、職員や会計年度任用職員の適正配置を図ってきました。 <p>（評価の根拠）</p> <ul style="list-style-type: none"> ヒアリングにより次年度の各課の業務状況を把握し、会計年度任用職員との業務の住み分けを見極める中で職員の適正配置を図っています。 <p>【課題・今後の方針、改善事項など】</p> <ul style="list-style-type: none"> 機構改革に伴い業務分掌の改変であったり、特に人員の増減を行った部署については人員配置が適当であったか、時間外勤務状況などをもとにヒアリングを行い、検証やフォローアップを行う必要があります。
<p>【改革項目】</p> <p>○時間外勤務や、業務量のバラつきを解消するために、各課の業務量及び繁忙期を把握し、可能な限り柔軟な人的配置を行える仕組みについて検討を行います。またフレックスタイム制の導入可能性について研究します。</p> <p>【総務課】</p>	<p>【検 証】</p> <p>（ 7 年間の実績）</p> <ul style="list-style-type: none"> コロナ禍に対する急遽の対応ではありましたが、フレックスタイム（時差出勤）制度の導入、テレワーク環境の整備を行い、コロナウイルス感染症まん延防止や働き方改革とともにワークライフバランスの推進に取り組みました。 また、時間外勤務状況の把握により、所属長へ業務改善の検討を促しました。 <p>（評価の根拠）</p> <ul style="list-style-type: none"> フレックスタイム（時差出勤）制度を利用し個々の生活状況に応じた勤務を行っており、一定の制度定着が見られます。 テレワーク制度については 30 人の希望者が利用登録を行い、また、市で管理する登録 PC を利用しながら、19 人が延べ 49 日間、コロナウイルス感染症まん延防止や新たな働き方としてテレワークを利用しました。 <p>【課題・今後の方針、改善事項など】</p> <ul style="list-style-type: none"> 市民サービスに影響のない範囲という大前提がありながらも、職員のワークライフバランスを推進するため、今後もフレックスタイム（時差出勤）やテレワークをより柔軟に利用できるような仕組みづくりや啓発に努めます。 また、各課内の業務量や繁忙期の把握を行う中で、時間外勤務や業務量の偏りの解消について、柔軟な分掌変更や人員配置の検討に所属長と連携し取り組む必要があります。

<p>【改革項目】 ○時間外勤務の多い職員や担当部署について実態調査を行うとともに、ノー残業デー実施の徹底を行うとともに、時間外勤務の縮減に向けた取組を行います。 【総務課】</p>	○	<p>【検証】 （7年間の実績） ・毎週火・木曜日、7・8月をノー残業デー徹底月と位置づけ、周知や見回りにより帰宅を促すなど、時間外勤務の縮減や意識改革に努めました。フレックスタイム（時差出勤）制度を導入してからは、時間外勤務の多い職員や部署を把握し、所属長や当該職員にヒアリングを行い、時間外縮減への改善依頼を行いました。</p> <p>（評価の根拠） ・7・8月のノー残業デー徹底月は、前後の月より時間外勤務を約10%削減することができていました。フレックスタイム（時差出勤）制度の導入により、効率の良い勤務時間の活用を促進しましたが、そのような中で、時間外勤務が多い職員については所属長へヒアリングを実施し、時間外勤務の原因究明と抑制に努めました。</p> <p>【課題・今後の方針、改善事項など】 ・時間外勤務については、人、業務において偏りがあることから、引き続き各課の実態把握を行い、その原因究明と縮減に向けた取組を促進していきます。 また、フレックスタイム（時差出勤）制度を活用することにより、ノー残業につながる効率の良い勤務時間設定を推進していきます。</p>
<p>【改革項目】 ○再任用職員が活躍できる仕組みづくりについて検討を行います。経験豊富な再任用職員の活用について、各課に必要性を確認するとともに、その経験が十分に発揮されるよう、効果的配置を行います。 【総務課】</p>	◎	<p>【検証】 （7年間の実績） ・平成28年度から制度開始した再任用制度 毎年、定年退職者へ再任用希望を募るとともに、現再任用職員に継続意向を調査しました。また、すべての再任用希望者に面接を実施し、配属意向を聞き取る中で効果的な配置に繋がりました。</p> <p>（評価の根拠） ・一般行政事務の再任用職員については、意向調査を反映させた部署に配属。また、保育所長については、昨年度に引き続き所長として配属するなど、これまでの経験を生かした効果的な配置ができており、仕組みとして構築できたと言えます。</p> <p>【課題・今後の方針、改善事項など】 ・引き続き再任用職員の経験が生かせる部署へ配属することとし、取組項目としては終了します。</p>

②定員管理・給与体系の適正化

【改革項目】

○正規職員については平成26年度の職員数を基準とし、この人数を超えない範囲での新規採用に努めるとともに、指定管理者制度導入および民間委託等により、再配置となる職員を効果的に配置します。また、臨時・非常勤職員については、それぞれの職の必要性を十分吟味した上で適正な人員配置に努め、令和2年4月施行の会計年度任用職員制度への移行を進めます。

【総務課】

【検証】

（7年間の実績）

- ・退職者数と再任用職員の採用数に鑑み、職員定員適正化計画の職員定数の減少に基づいて新規採用人数を決定しています。
- ・また、職員減少に応じた効果的な会計年度任用職員の配置に努めています。

（評価の根拠）

- ・令和2年度から制度移行した会計年度任用職員については、担当課と連携しながら適正な人員配置に努めており、順調に運用が図られていることから一定の目標は達成しています。

【課題・今後の方針、改善事項など】

- ・現状、職員定員適正化計画における職員数を大きく下回っていることから、令和4年度に計画期間を満了し改正するにあたり、令和5年度からの定年引上げも踏まえ、職員数の推計を検討する必要があります。

【改革項目】

○再任用職員については、今後、増加が想定されることから、将来的な退職予定者について再任用の希望調査を行うとともに、再任用職員の効果的な配置を進めます。

【総務課】

【検証】

（7年間の実績）

- ・定年退職予定者には再任用における任用条件の説明を行います。現再任用職員と共に（継続）希望調査、希望部署の確認及び面談を行ったうえで、選考委員会を開催し、採用と効果的な配置について検討を行っています。

（評価の根拠）

- ・7年間で定年退職者58人のうち、36人（フルタイム再任用31人、短時間再任用5人）が再任用を希望し、希望調査を行ったうえで経験を生かせる部署へ配置しました。
- ・将来的な退職予定者への再任用希望調査は行っていません。

【課題・今後の方針、改善事項など】

- ・令和5年度から定年が引き上げられることにより、従来の再任用制度に則る現再任用職員に加え、働き方が多様化する職員が増えることから、今後、定年期を迎えた職員の効果的な配置についても、より検討していく必要があります。

(2) 職員の資質向上

① 職員全体のレベルアップ

【改革項目】

○先輩職員を講師とした研修や外部講師を招いた庁内研修をはじめとして、山梨県市町村職員研修所等で様々な研修に参加することを奨励し、能力の向上や日々の業務への応用力を養います。

【総務課】

【検証】

(7年間の実績)

・令和元年度までは新任職員や新年度昇任者を対象とした指名研修や、山梨県市町村職員研修所での年1回の研修の義務化、外部講師を招いた集合研修などを行っていましたが、令和2、3年度はコロナ禍のリスク管理を重視し、任意の研修参加のみ募りました。

(評価の根拠)

・令和元年度は指名研修6課程61人、1人1研修82課程264人が受講
・令和2年度は新任研修8課程13人、任意研修15課程24人が受講
・令和3年度は新任研修7課程5人、任意研修48課程103人が受講

【課題・今後の方針、改善事項など】

・研修受講は人材育成に不可欠なことから、今後は新型コロナウイルス感染予防対策を徹底したうえでの受講を積極的に働きかけていきます。また、開講回数や受講人数を検討したうえで集合研修も取り入れ、職員の意識の全体的な底上げを目指します。

② 幅広い行政能力・専門知識の習得

【改革項目】

○職員の創造的能力の向上、市民サービスの向上や職場の活性化を図るため、「職員グループの自主研究会」活動の支援を継続し、自主的な研修の取組を奨励します。

【総務課】

【検証】

(7年間の実績)

・7年間のうち、3つのプロジェクトチームが山梨県市町村振興協会の補助事業を活用し自主研究に取り組みました。
・若手職員グループの自主的な活動の後押しを行いました。

(評価の根拠)

・山梨県市町村振興協会の補助事業の活用によるプロジェクトチームの研究支援や、職員グループの自主的な研究や活動の支援を行いました。

【課題・今後の方針、改善事項など】

・山梨県市町村振興協会の補助事業の活用を勧奨するとともに、職員が積極的に自主研究に取り組める仕組みや環境を整える必要があります。
・研究の取り組みが人事評価に反映されるような運用を検討していきます。

<p>【改革項目】 ○採用後 3 年間で重点育成期間と位置づけ、新規採用職員等の相談役となる職員の配置を行い、日常業務を通じた、人材育成の推進と職員の精神的な安定を目指します。 【総務課】</p>	○	<p>【検証】 （7年間の実績） ・新採用職員には、公務員としての知識や心構えを学ぶ階層研修や、庁内研修への参加を義務付け、能力向上を図りました。 ・職員組合との合同でレクリエーション大会を実施し、課内及び庁内の交流が促進されました。 （R2、3はコロナ禍により中止）</p> <p>（評価の根拠） ・新採用職員には、山梨県市町村職員研修所主催の新任研修（全8課程）への参加、庁内研修の実施等の取り組みを行いました。 ・良好な職場環境づくりを図る事業を実施しました。</p> <p>【課題・今後の方針、改善事項など】 ・新採用職員には、今後も階層研修や庁内研修への参加を義務付け、スキルアップを図っていきます。また、OJTを進める中で課長、リーダー等においては意識的にコミュニケーションを図り、職員の精神的な安定のため、風通しの良い職場環境づくりに努めます。</p>
<p>③意欲を持ち、市民に信頼される職員の育成</p>		
<p>【改革項目】 ○職員が自らの仕事・心構えを見直し、市民に信頼される職員を目指します。職員の積極性が反映される人事システムの検討を行います。 【総務課】</p>	○	<p>【検証】 （7年間の実績） ・職員が目標設定を行うにあたり、仕事の進め方や心構えが、所属長と共通認識となるよう、面談を実施しています。 ・毎年、異動希望調査を行い、職員の希望が反映されるよう考慮しながら人事配置を実施しました。</p> <p>（評価の根拠） ・人事評価において、職員が意欲を持って取り組める内容を、所属長との面談により共通目標として明確化させ目標設定しています。人事異動については、異動希望調査での職員の意欲や意思を尊重し考慮した人事を実施しました。</p> <p>【課題・今後の方針、改善事項など】 ・職員が意欲や積極性を反映したより高い人事評価目標を目指せるよう、所属長が面談によって導くような人材育成を進めます。 ・人事異動では、今後も異動希望調査における職員の意欲や意思を尊重した配置によって人材育成に</p>

		<p>繋げていきます。</p>
<p>④人材育成の推進</p>		
<p>【改革項目】 ○次年度の人事異動方針について次年度の組織体制や新規事業などを考慮した「人事異動方針」として策定し庁内に周知するとともに、人事異動希望調査時の参考とします。 【総務課】</p>	<p>○</p>	<p>【検 証】 (7年間の実績) ・各課の業務状況、会計年度任用職員の雇用状況の調査やヒアリングにより業務量を把握し、人事異動の参考としました。 ・異動希望調査では人材育成を見据え、エキスパート職や派遣交流など、職員に働き方の多様な方向性を示しています。</p> <p>(評価の根拠) ・組織機構の見直し方針や、各課へのヒアリングにより把握した業務量や新規事業などを、次年度の人員配置の参考にしています。 ・人事異動希望調査における個人の希望には出来る限り配慮し、配置換えを行っています。</p> <p>【課題・今後の方針、改善事項など】 ・今後も各課の業務量や新規事業などを調査等により把握し、人事に反映させます。配置換え職員については出来る限り希望に配慮し、人材育成を見据え人事異動を実施していきます。</p>
<p>【改革項目】 ○若手職員に窓口業務部門、事業部門、内部管理部門などの異なった複数の部署を計画的に経験させる、ジョブローテーションを確立します。 【総務課】</p>	<p>○</p>	<p>【検 証】 (7年間の実績) ・入庁10年未満の若手職員には、窓口業務、内部管理、事業部門などの異なる部署を計画的に経験させるジョブローテーションを実施しています。</p> <p>(評価の根拠) ・若手職員が長期間同じ部署に配属することのないよう、配属年数、異動希望調査、人事評価をもとにジョブローテーションを実施しています。おおむね10年で異なる部門の3部署を経験するよう配慮しています。</p> <p>【課題・今後の方針、改善事項など】 ・若手職員に複数の部署を計画的に経験させるジョブローテーションを今後も継続して実施し、市役所職員としての幅広い知識の習得や多くの経験を人材育成に繋げていきます。</p>

<p>【改革項目】 ○若手職員のキャリア形成に対する意識向上のため、将来を見据えたキャリアプラン作成のための研修会の実施や職場情報のデータベース化を行い、キャリアプラン作成の支援を行います。 【総務課】</p>	○	<p>【検 証】 （7年間の実績） ・山梨県市町村職員研修所における新任職員研修及び階層研修、また、各種専門研修への参加を通じ、職員の意識向上、スキルアップに繋がりました。</p> <p>（評価の根拠） ・若手職員が不足している知識、技能の習得について、山梨県市町村職員研修所の研修に積極的に参加するよう、周知を図りました。</p> <p>【課題・今後の方針、改善事項など】 ・引き続き、若手職員に不足している知識、技能の習得について、山梨県市町村職員研修所の研修に参加するよう促していくとともに、職員自らが将来の目標の設定や将来像が描けるような支援の方法を研究していきます。</p>
<p>(3) 人事評価制度の確立</p>		
<p>① 人事評価制度の取組の推進</p>		
<p>【改革項目】 ○人事評価制度については、業務の目標を明らかにし、成果に基づく評価基準を明確にし、職員の仕事に取り組む意欲を高めるようにします。 【総務課】</p>	○	<p>【検 証】 （7年間の実績） ・目標管理シートによる目標の明確化を行うとともに、評価基準の研修などにより公平な評価への取り組みを行いました。</p> <p>（評価の根拠） ・目標管理シートにより各自の職務に応じた目標を設定するにあたり、管理職員との面談を実施することにより共通認識として目標や評価基準を明確化させ取り組んでいます。</p> <p>【課題・今後の方針、改善事項など】 ・引き続き人事評価を実施していくにあたり、目標の明確化、働く意欲の向上及び評価の納得感を導くには管理職員との面談が重要であることから、管理職員に向け、改めて公平な評価のための評価者研修を実施する必要があります。</p>

	<p>【改革項目】 ○課長職の登用にあたっては、実務能力、マネジメント能力を判断し、適正に登用が図られるよう試験を実施するなどの制度の検討を行います。またリーダーを担当する職員については、条例、予算、人事マネジメントなどの研修を受講するとともに、業務上の疑問、悩みなどについて相談できる制度などの創設を行います。 【総務課】</p>	○	<p>【検証】 （7年間の実績） ・課長職の登用にあたっては令和元年度から人事評価、レポート提出、面接による試験を実施しています。管理職についても同様に昇任試験を行っており、昇任した者については、指名研修の受講により必要なスキルの習得を促しています。</p> <p>（評価の根拠） ・管理職への昇任については、人事評価、レポート提出による試験。課長においてはさらに面接の実施により、実務能力やマネジメント能力を判断し登用が図られています。また、昇任によって必要なスキルについては指名研修により習得を図っています。</p> <p>【課題・今後の方針、改善事項など】 ・課長登用試験、管理職昇任試験において一定の運用がなされているが、今後も適正な登用が図られるよう研究を続けていく必要があります。 ・引き続き管理職には指名研修を実施し、人材育成能力などのスキルアップを図っていきます。</p>
	<p>【改革項目】 ○効率的で円滑な職場体制の構築を目指し、本人の希望による降任制度を導入します。 【総務課】</p>	◎	<p>【検証】 （7年間の実績） ・令和元年に「希望降任制度実施要綱」を制定し、職員に周知し運用しています。</p> <p>（評価の根拠） ・希望降任制度の導入により、個人の能力と意欲に応じた任用が可能となりました。 ・令和元年度に1人、令和3年度に1人の申し出があり降任を承認するなど、制度として定着しました。</p>

3 効率（業務改善）

(1) 市役所窓口における接遇等のさらなる向上

① わかりやすく、早く、やさしい窓口対応の推進

【改革項目】

○市民の視点に立った、親切かつ満足度が高い対応に心がけ、待ち時間の短縮、事務手続きの簡素化など、更なる行政サービスの向上に努めます。

【政策秘書課】

○

【検証】

（7年間の実績）

・各担当において、マイナンバーカードの出張申請窓口、市税等の納付に係るスマホ決済の活用、窓口接遇アンケートの実施、さわやか接遇マニュアルの改定、受付番号発券機の導入などを実施し、市民の利便性向上を図りました。

（評価の根拠）

・具体的な効果の数値化による検証は行っていませんが、上記実績のとおり、市民の利便性向上に向けた取り組みを継続的に実施してきたため。

【課題・今後の方針、改善事項など】

・ICTの活用による更なる利便性の向上等研究しつつ、本市の窓口業務の実態に見合った仕組みづくりを行います。

(2) 指定管理者制度、民間委託等の推進

① 指定管理者制度の活用

【改革項目】

○公の施設の適正な管理・サービス向上と管理経費の節減を図るため、指定管理者制度を積極的に活用します。市民文化会館、ふれあいの森総合公園等において検討を行います。

・指定管理者制度導入検討（鈴宮寮）

【鈴宮寮】

◎

【検証】

（7年間の実績）

・平成28年4月より指定管理を開始（目標達成）→取組終了

<p>・指定管理者制度導入検討（市民文化会館） 【生涯学習課】</p>	<p>○</p>	<p>【検 証】 （7年間の実績）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市民文化会館において、指定管理者制度の導入を検討しました。様々な検討を行い、令和3年度に指定管理者受任の検討委員会を立ち上げる予定でしたが、指定管理者制度を導入する業務の範囲、また、それに伴う執務スペースの確保などが困難であるため、指定管理者制度の導入については適さないと結論付けました。 <p>（評価の根拠）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・上記実績のように検討しましたが、市民文化会館は施設としての面と地域住民の公民館活動の拠点としての面がある事、地区公民館等をまとめる位置づけである事を勘案する中で、自治体職員の常駐が必要であると考えますので、指定管理にそぐわないとの結論を得たため。 <p>【課題・今後の方針、改善事項など】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・指定管理者制度の導入については、市民文化会館が、中央公民館、図書館、ホールなどの複合施設であることから、導入する業務の明確な位置付けが困難です。また、施設の事務所スペースが生涯学習課の一部担当の執務スペースとなっていることから、指定管理者制度の導入については困難です。
<p>・指定管理者制度導入検討（ふれあいの森総合公園） 【都市整備課】</p>	<p>◎</p>	<p>【検 証】 （7年間の実績）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成29年度に公共施設活用検討委員会を開催し、指定管理に向けての研究を行いました。平成30年から令和3年にかけて指定管理先の模索。また官民連携手法として、PFI手法（BTO方式等）を検討。 <p>（評価の根拠）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・指定管理と自治体経営の両方を精査したが、自治体経営のコスト安価が検証されたので、自治体経営にしていくとの方向性が決定できたため。 <p>※「PFI（プライベート・ファイナンス・イニシアティブ）手法」＝公共事業を実施するための手法の一つ。指定管理者制度では既に設置されている施設の管理運営を行うのに対し、PFIでは、施設の設置から運営まで全てを民間事業者が資金を投入して行い、そのサービスを自治体が購入する。</p> <p>※「BTO（ビルド・トランスファー・オペレート）方式」＝PFI手法のひとつで、民間事業者が施設を建設し、施設完成直後に公共施設等の管理者（自治体等）に所有権を移転、民間事業者が維持管理及び運営を行う方式。</p>

<p>・指定管理者制度導入検討（甘草屋敷・宮光園） 【文化財課】</p>	<p>○</p>	<p>【検証】 （7年間の実績）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県内の同規模の施設や、県外の文化財施設で指定管理制度を導入している市町等に状況を聞くなどしましたが、小規模な文化財施設では、直営の方が様々な面で融通も効き、運営もしやすいと推測ができました。また、施設長を置いた場合と、置かない場合も検証しましたが、大きな差は見られませんでした。 <p>（評価の根拠）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・文化財施設では専門的な説明を求められることも多く、施設を含めた地元周辺の地域文化・歴史を知らなくてはなりません。現状の職員で十分な運営ができ、サービス面においても適正に施設の維持管理もできています。 <p>【課題・今後の方針、改善事項など】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・民間委託をしましたが、今までのイベントなどに制限に係るなど逆効果もあり、直営に戻した例も確認しました。ただ、民間ではコロナ禍で少ない観料収入でも、土産販売に力を入れるなどして運営し、収入を増やす話も聞きました。市でも企業会計等で、施設での特産品の販売等の検討を進めていきたい。また、有料施設の甘草屋敷や宮光園ではサービス面で、ある程度専門的に説明できる職員の配置も必要ですが、無料施設に関しては今年度途中から所管施設の一部でシルバー人材センターへ委託をした経過もあり、更に検討を進めていきたい。
<p>②民間委託等の推進</p>		
<p>【改革項目】</p> <p>○事務事業の再点検を行い、行政サービスの向上、効率化が図られる事業については、費用対効果等を勘案し民間委託を推進します。給食センター、証明書発行業務（戸籍住民課等）などにおいて検討を行います。</p>		

- ・民間委託の推進（証明書発行業務）
【戸籍住民課】
- ・民間委託の推進（証明書発行業務等）
【勝沼支所】
- ・民間委託の推進（証明書発行業務等）
【大和支所】

【検 証】

（7年間の実績）

- ・民間委託については、他市町村への聞き取りや先進地などへの視察等を実施しましたが、甲州市の業務量では費用対効果が見込めないこと、また、雇用契約上、請負労働者に直接指示命令ができないことなどから判断し、民間委託は行わないこととなりました。（3課共通）
- ・市道、農道、水路の補修及び5箇所（河川公園）と4箇所（都市公園）の管理業務等は、一部民間委託をすることができ、連携がとれています。（勝沼支所）
- ・窓口業務の中で、来庁者に住民票、印鑑証明など発行することができました。また、福祉や介護などの手続きについても困難なものについては、担当課と連絡を取りながら対応することができました。（勝沼支所・大和支所）

（評価の根拠）

- ・検討の結果、甲州市の業務量では費用対効果が見込めないこと、また、雇用契約上、請負労働者に直接指示命令ができないことなどから判断し、民間委託は行わないこととしました。（3課共通）なお、行政サービスの向上、効率化の観点から、マイナンバーカードの普及促進を図ってきた結果、甲州市の3月末の交付件数は12,516件で人口に対する交付率は41.4%となり、上半期から4.1ポイント増加しています。
- ・市道、農道、水路の補修及びの河川・都市公園の管理業務等は、一部民間委託を行い、スケジュール通り順調に業務を進めることができました。（勝沼支所）
- ・窓口業務での住民票、印鑑証明などの発行については、適正に行うことができました。また、公共料金等の納付についても適正に行うことができました。（勝沼支所・大和支所）

【課題・今後の方針、改善事項など】

- ・マイナンバーカードの普及率も増加傾向にあり、窓口での住民票、印鑑証明などの発行業務は以前より若干少なくなったと思われませんが、支所ではワンストップで複数の手続きができるため、来庁者から非常に喜ばれています。来庁者への対応や行政サービスの向上、効率化について考えると市民のためには、民間委託ではなく現在の業務体制が好ましいと思われれます。（勝沼支所・大和支所）
- ・窓口業務の中で、来庁者に住民票、印鑑証明などをスムーズに発行するようにしていきます。また、福祉や介護などの手続きについては困難なものについては、担当課と連絡を取りながら対応していきます。来庁者への対応や行政サービスの向上、効率化については民間委託ではなく現在の業務体制のままでよいと思われれます。（勝沼支所・大和支所）
- ・行政サービスの向上、効率化を図るため、今後もマイナンバーカードの普及率50%を目指し、利用普及促進に取り組んでいきます。

<p>・民間委託の推進（学校給食センター） 【教育総務課】</p>	<p>◎</p>	<p>【検 証】 （7年間の実績）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学校給食センターの調理等業務の民間委託が達成しました。 <p>（評価の根拠）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・令和4年4月1日～令和7年3月31日までの3年間の委託契約が締結
<p>・民間委託の推進（市営住宅） 【建設課】</p>	<p>○</p>	<p>【検 証】 （7年間の実績）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本市と同等の財政規模の自治体による事例が少ない中、住宅管理事務事業の精査、他市の具体例の確認、業者への問い合わせを行い、民間委託できる業務の範囲や事務事業の再点検等導入を検討しました。 <p>（評価の根拠）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・他市において、一部民間委託を行っている自治体もありますが、比較検証した結果、現段階では一部管理委託では、事業への効果は少ないとの結論が得られたため。 <p>【課題・今後の方針、改善事項など】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・今後も他市との情報交換で住宅管理事務事業の委託可能部分の点検、導入検討を進めると同時にどの程度効果があるのか検証します。
<p>・民間移行の検討（訪問看護ステーション） 【介護支援課】</p>	<p>◎</p>	<p>【検 証】 （7年間の実績）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成30年3月31日甲州市訪問看護ステーション廃止→取組終了
<p>・甲府・峡東ごみ処理施設への移行 【環境政策課】</p>	<p>◎</p>	<p>【検 証】 （7年間の実績）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成29年4月1日甲府・峡東クリーンセンターに移行完了→取組終了

(3) 事務事業の見直し

① 事務事業評価シートによる業務改善

【改革項目】

○事務事業評価・政策評価による業務改善を進め、迅速で効率的な事業の実施を図ります。

【政策秘書課】

○

【検証】

(7年間の実績)

・担当業務である行政改革の取組み、指定管理業務の管理、総合計画の進行管理等においては、毎年度の検証における検証と見直しのサイクル確立や第三者の視点の導入など、業務改善に努めました。

(評価の根拠)

・各課各担当において実施の事業と、評価・検証の取組みの比重に注意しつつ、全ての事業において検証の視点が求められる事を提示し、自課担当業務である行政改革の取組み、指定管理業務の管理、総合計画の進行管理等の検証実施の際は業務改善へと繋がるよう上記のとおり工夫できたため。

【課題・今後の方針、改善事項など】

・市民への行政サービスの向上と提供の継続を可能とする事を第一に、業務改善の取組みを継続していきます。

【改革項目】

○制度改正等に伴う、新規発生の事務処理に関するシステム構築については、専門業者に委託するとともに、受託業者によるシステムの効率的な活用方法等の研修を行い、職員の業務改善意識の醸成を図ります。

【総務課】

○

【検証】

(7年間の実績)

・自治体セキュリティ強靱化計画でネットワークの3層分離の構築を行い、それぞれのネットワークシステムの利用研修を実施しセキュリティ対策の強化を行いました。
・制度改正等に伴新規発生の事務処理に関するシステム構築は、効率的な事務処理となるよう研修を受け業務改善意識の醸成に努めました。

(評価の根拠)

・システム構築については、専門業者に委託し、受託者がシステムを効率的に使いこなせるよう職員に研修を行うことで、職員自ら集計等できるようになりました。
・研修では、情報セキュリティ研修とマイナンバーセキュリティ研修を毎年実施しており人的セキュリティ対策の向上に努めています。

【課題・今後の方針、改善事項など】

・セキュリティ研修は継続的に実施していく必要があります。また、デジタル化に向けた人材の育成

		<p>が求められるため人事担当と連携が必要です。</p> <ul style="list-style-type: none"> 事務の効率化、正確性の向上に向け、AI・RPA等ICTの導入の有効性、活用方法を研究していく必要があります。 <p>【具体的な改革項目以外で成果のあった取り組み】</p> <ul style="list-style-type: none"> 当初の改革項目では「制度改正等に伴う、新規発生の事務処理に関するシステム構築については、エクセル、アクセスなど汎用性の高いアプリケーションを使用し、庁内で簡易なシステムが構築できるような人材の獲得育成を目指します。」と記載されています。H27～28年度にかけて研究した結果、現在の改革項目に変更しました。
<p>【改革項目】</p> <p>○日常業務における情報システムの活用が重要度を増し、その運用コストも財政負担が大きなものとなっています。各自治体が使用しているシステムについては、共通で使用することが可能なものも多くあるため、周辺市町村あるいは県内市町村とともに共同運用、共同開発が行えるよう、検討します。</p> <p>【総務課】</p>	○	<p>【検 証】</p> <p>（7年間の実績）</p> <ul style="list-style-type: none"> 山梨県市町村総合事務組合が中心となり、県及び全市町村で共同運用できるシステム等について検討を行い、現在4事業について共同運用しています。 <p>（評価の根拠）</p> <ul style="list-style-type: none"> 電子受付共同事業（やまなしくらしねっと）、コンビニ交付システム（キオスク）の共同運用に加え、情報セキュリティクラウド事業、教育情報セキュリティクラウド事業の共同開発を行いました。 <p>【課題・今後の方針、改善事項など】</p> <ul style="list-style-type: none"> 今後も山梨県市町村総合事務組合を中心に、県及び全市町村で共同運用できるシステム等について検討を継続していきます。
<p>【改革項目】</p> <p>○社会保障・税番号制度（マイナンバー制度）について、独自利用の調査・研究を進め、更なる市民サービスの向上と業務の効率化を図ります。</p> <p>【総務課】</p>	◎	<p>【検 証】</p> <p>（7年間の実績）</p> <ul style="list-style-type: none"> マイナンバー制度は平成28年1月から運用が開始され、マイナンバーを利用した事務を行うことで、申請等の添付書類が不要となる場合があり、市民サービスの向上と業務の効率化に繋がっています。 <p>（評価の根拠）</p> <ul style="list-style-type: none"> 甲州市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例を制定し、6件の独自利用事務を定め、他団体とマイナンバーを用いた情報連携を行えるようになりました。

<p>【改革項目】 ○事務事業について、若手職員を中心に内容確認を行うとともに、若手職員の柔軟な発想を提示できる庁内環境を整備するとともに、提案された事業、改善策について幹部職員等が検討を行う制度の構築を行います。 【政策秘書課】</p>	◎	<p>【検 証】 （ 7 年間の実績） ・アイデア募集制度の運用開始や総務課における自治体 DX に向けた若手職員のプロジェクトチーム立ち上げなど。</p> <p>（評価の根拠） ・職員の柔軟な発想に基づくアイデアを実際の職場において検討する仕組みづくりの構築の結果、採用される意見もあり、また、不採用であっても担当課に新たな視点を示す効果もあるなど、今後更に制度の検証を必要とはしますが、個々の発想を提示する制度の構築ができたため。</p>
<p>【改革項目】 ○文書管理に関して、ファイリングシステムを積極的に活用し、新人職員等を対象に毎年度、研修会を行うとともに、電子決裁システムの導入を検討し、個人に依存しない文書管理手法を確立していきます。 【総務課】</p>	○	<p>【検 証】 （ 7 年間の実績） ・平成 27 年度から本格導入した文書管理システムを活用し、新人職員や人事異動による担当者の変更があった場合を含め、安定的な文書管理が行われています。</p> <p>（評価の根拠） ・文書管理システムを活用した文書管理は、安定的な運用が図られていますが、電子決裁システムの導入及び保存年限の見直しを含めた文書管理規程の改正については、その効果や経費等について、さらに研究が必要です。</p> <p>【課題・今後の方針、改善事項など】 ・電子決裁については、若手職員を中心とした「甲州市DX推進プロジェクトチーム」による調査・研究の中で他の施策と合わせて検討を進めることとなっています。 ・また、文書管理規程の改正とそれに合わせた文書管理システムの改修については、経費的な面からの検討も含め、その効果について研究を続けていきます。</p>
<p>【改革項目】 ○普通建設事業については、長期的視点に立ち、将来的負担を考慮するなかで事業実施の判断を行うとともに、事業採択にあたっての判断基準の明確化を行います。 【建設課】</p>	◎	<p>【検 証】 （ 7 年間の実績） ・普通建設事業についての採択基準は、国、県、他市の基準等を参考に明確化しました。また、県・市単独事業における補償基準を見直し、建設コスト削減に努めました。土地改良分担金の用排水路事業において分担金の有無が出てくる不公平な現状について、規則の改正によって解消しました。</p>

		<p>(評価の根拠)</p> <ul style="list-style-type: none"> 普通建設事業についての採択基準の明確化、県・市単独事業における補償基準の市独自化による建設コスト削減、土地改良事業における一部不公平な現状の解消と改革項目についてすべてクリアしたため。 																					
<p>【改革項目】</p> <p>○印刷物で広報に折り込んでいるものや、各種パンフレットなどで配布残数の多いもの、また周知効果の薄いもの、役割を達成したものについて、検討を行い、廃止、統合を行います。また新規で作成するパンフレット等については、事前に政策秘書課と協議を行います。</p> <p>【政策秘書課】</p>	◎	<p>【検 証】</p> <p>(7年間の実績)</p> <ul style="list-style-type: none"> 広報と一緒に配布する折り込み配布物を減らすことを念頭に広報編集に努めてきました。また、これに伴って広報誌のページ数が増加したのでは改革とならないため、内容を精査、ページ数の抑制を行いました。新規パンフレット等は事前協議を行いました。 <p>(評価の根拠)</p> <ul style="list-style-type: none"> チラシ配布数については、地域ごとでも異なり正確な配布数のデータはありませんが、改革前と比較してその数は減少した実感があります。また、職員の意識の中にもチラシによるお知らせでなく、広報誌に掲載することが根付いています。広報誌ページの平均は令和元年度が28P、2年度が26P、3年度が28.67Pであり、概ね達成できています。3年度は新型コロナウイルス感染症関連で急遽掲載が必要となる記事が多かったこともあり、若干の超過。 																					
<p>【改革項目】</p> <p>○紙資源の有効活用を目指し、使用済みのコピー用紙の裏面の活用等の取組を推進し、不必要な印刷の抑制を進め紙資源の節約に努めます。</p> <p>【管財課】</p>	○	<p>【検 証】</p> <p>(7年間の実績)</p> <ul style="list-style-type: none"> A4 コピー用紙 (2,500 枚/1 箱) A3 コピー用紙 (1,500 枚/1 箱) <table border="1" data-bbox="936 975 1765 1369"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>A4 (単位：箱)</th> <th>A3 (単位：箱)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成 28</td> <td>1,550</td> <td>138</td> </tr> <tr> <td>平成 29</td> <td>1,400</td> <td>130</td> </tr> <tr> <td>平成 30</td> <td>1,570</td> <td>140</td> </tr> <tr> <td>令和元</td> <td>1,350</td> <td>140</td> </tr> <tr> <td>令和 2</td> <td>1,485</td> <td>140</td> </tr> <tr> <td>令和 3</td> <td>1,523</td> <td>120</td> </tr> </tbody> </table>	年度	A4 (単位：箱)	A3 (単位：箱)	平成 28	1,550	138	平成 29	1,400	130	平成 30	1,570	140	令和元	1,350	140	令和 2	1,485	140	令和 3	1,523	120
年度	A4 (単位：箱)	A3 (単位：箱)																					
平成 28	1,550	138																					
平成 29	1,400	130																					
平成 30	1,570	140																					
令和元	1,350	140																					
令和 2	1,485	140																					
令和 3	1,523	120																					

	<p>（評価の根拠）</p> <ul style="list-style-type: none"> 令和 3 年度 A4 計 1,523 箱 A3 計 120 箱 <p>A4 コピー用紙受払簿から各課の使用状況を調査しましたところ、使用量の多い課から順に、健康増進課が 143 箱、介護支援課が 106 箱、子育て支援課 96 箱、福祉課 91 箱と、コロナ感染症対策や子育て、介護等で市民への配布物が多い課と思われます。また、政策秘書課では 104 箱を使用しましたが、ふるさと納税が好評で寄付者への配布物等が多いことが要因と思われます。コロナ禍において、書面会議の開催や感染症対策など市民への配布物が増えていますが、紙資源の有効活用を目指し、使用済みのコピー用紙の裏面等活用の取組みを推進し、不必要な印刷の抑制を進めてきたので、左記評価としました。</p> <p>【課題・今後の方針、改善事項など】</p> <ul style="list-style-type: none"> 両面印刷、不必要な印刷の抑制を継続していきます。
<p>【改革項目】</p> <p>○デマンドバスを含めた公共交通システムについては、地域の実情に適したサービス体系の構築を図ります。</p> <p>【市民生活課】</p>	<p>【検証】</p> <p>（7年間の実績）</p> <ul style="list-style-type: none"> デマンドバスについては、利用者のニーズに応えエリアの拡大、停留所の追加等を行いました。また、フリーパス券の発行を再開し利用者の増加を図りました。路線バスについては、令和 2 年 10 月より一部のバスを新車両に入替え、利用者の利便性の向上を図り、併せて地域の実情や利用者の要望に合わせたルート変更や時刻変更を行いました。新型コロナウイルス感染症防止対策については速やかに措置を行うことができました。 <p>（評価の根拠）</p> <ul style="list-style-type: none"> 令和 2 年度より新型コロナウイルス感染症の影響で、デマンドバス及び路線バスの利用者数と運賃収入はコロナ禍以前と比較して約 4 割ほど落ち込んでいますが、早期に感染症防止対策を行い利用者の方の安心を促しました。また、高齢者運転免許自主返納支援事業においては、平成 27 年 10 月事業開始から、累計 353 名の方より申請を受けており、運転免許証を自主返納された方のうち毎年約 55%の方が当事業を利用しています。 <p>【課題・今後の方針、改善事項など】</p> <ul style="list-style-type: none"> 令和 4 年 3 月に策定した甲州市地域公共交通計画に沿って、市民バス等の運行の見直しや利用促進等の PR 活動などの取組みを実施し、利用者数の増加を図っていく必要があります。今後も地域の実態を調査・研究を行うなかで、地域住民のニーズに応じた、より利便性の高い持続可能な運行体系の構築を目指します。

<p>【改革項目】 ○市所有の施設・敷地等で支障のない箇所について、太陽光発電用地として貸し出しを検討し、経常経費の削減を目指します。 【管財課】</p>	△	<p>【検 証】 （7年間の実績） ・耐震性、景観、発電効率等の理由により太陽光発電用地の貸し出しによる経常経費の削減は難しいという結論に至ったため令和元年度をもって検討を終了します。→令和元年度取組中止による終了</p>
<p>【改革項目】 ○前納報奨金について、税収の早期確保や納税意欲の高揚などを目的として創設された制度ですが、社会状況の変化や、納税者のご理解ご協力により自主納付が浸透してきたことや、公平性の観点から平成27年度を目途に、廃止します。 【税務課】</p>	◎	<p>【検 証】 （7年間の実績） ・平成27年度をもって前納報奨金は廃止（目標達成）→取組終了</p>
<p>【改革項目】 ○定住促進住宅の入居者増加について、先進地などを参考に取組を行います。 【建設課】</p>	○	<p>【検 証】 （7年間の実績） ・松里住宅において、お試し住宅を平成30年度14組33名の利用がありました。また、令和元年3月にリニューアル工事を3室行い、令和元年度11組31名、令和2年度3組4名、令和3年度0組0名の利用がありました。 ・入居審査時に連帯保証人が必要になるため、令和3年度に家賃保証業者を導入しました。</p> <p>（評価の根拠） ・令和元年3月にリニューアル工事を行ったことにより現在、松里住宅に2室入居しています。 ・入居審査時に連帯保証人が必要になるため、令和3年度に家賃保証業者を導入し、入居しやすい環境を整えました。 ・今後も他市との情報交換で住宅管理事務事業の委託可能部分の点検、導入検討を進めると同時にどの程度効果があるのか検証します。</p> <p>【課題・今後の方針、改善事項など】 ・民間を含めた賃貸に対する需要は近年減少傾向にあり、市営住宅よりも家賃面で有利でない定住住宅は特に入居増加の要素が少ない傾向にあります。</p>

		<ul style="list-style-type: none"> ・今後も他市との情報交換で住宅管理事務事業の委託可能部分の点検、導入検討を進めると同時にどの程度効果があるのか、状況を再分析し、取組の検討を継続していきます。
<p>【改革項目】 ○一括購入物品について、月初め等に在庫状況を庁内に周知するとともに、事務用品について、年度当初等に余剰物品を持ち寄り共有するなど不必要な物品の購入を抑制する仕組みについて研究と実施を行います。 【管財課】</p>	○	<p>【検 証】 （7年間の実績）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・各課よりファイル、クリップ等の余剰品の回収を行い、情報を提供しました。 ・一括消耗品は品目を増やしたことで支出は増えていますが、各課の消耗品の経費削減につながっています。 <p>（評価の根拠）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・各課より余剰品が多く集まり、必要な物は持っていってもらシステムができました。
<p>【改革項目】 ○活用頻度の高くない電気機器（プロジェクター等）についてその所有する課の一覧表を作成するとともに、共有可能とする仕組みづくりと徹底を行います。 【管財課】</p>	○	<p>【検 証】 （7年間の実績）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・各課で所有している事務機器について共有可能な機器の情報共有を行いました。封入封かん機で利用できる封筒の仕様書について共有し、封入封かん機の利用を促しました。 <p>（評価の根拠）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・各課で所有している事務機器について把握ができたと共に、共有可能機器の情報共有ができました。 <p>【課題・今後の方針、改善事項など】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・機構改革により課の統合もありましたので、情報を更新していきます。
<p>【改革項目】 ○公共施設の照明についてLED化を推進していきます。 【管財課】</p>	○	<p>【検 証】 （7年間の実績）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・2018年度に市役所本庁舎全体のLED化を行いました。他の施設は改修工事や修繕工事の際にLED照明に替えています。 <p>（評価の根拠）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本庁舎や大規模改修、トイレ改修工事などで老朽している照明はLEDに替えています。 <p>【課題・今後の方針、改善事項など】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・老朽による故障等は迅速に取替を行っていくと共に、施設個別計画に基づき、改修時期に併せて

	<p>【改革項目】 ○消防団については、隣接する部あるいは分団内において統合が可能か検討を進めます。 【総務課】</p>	◎	<p>LED化を進めます。</p> <p>【検証】 （7年間の実績） ・奥野田・大和・菱山分団が部の統合を行いました。</p> <p>（評価の根拠） ・再編については、分団内だけではなく、地元の理解や調整が必要となっていきます。再編の予定があった分団のみならず、新たに再編に向かう分団（部）が出てくるなど、取り組みが広がってきています。</p> <p>【課題・今後の方針、改善事項など】 ・災害の予防や災害時において、地域に密着した消防団員が果たす役割は大きくなる一方で、人口減少により消防団員の確保は難しくなっています。生業がある中で活動する団員の処遇改善や身体的、精神的負担の軽減を図り、団員数の確保維持に繋げていくことが今後の課題となります。なお、団員数及び地域の実情に応じて、統合も進めていきます。</p>
--	--	---	---

4 安心（健全財政の維持）

(1) 公共施設マネジメントの推進

① 公共施設マネジメントの推進

【改革項目】

○平成 29 年 3 月策定の公共施設等総合管理計画の方針に基づき、平成 32 年度末までに個別施設計画を策定し、地域的な配置、財政状況等を勘案する中で公共施設の適正な配置及び整備を行います。施設の新設にあたっては、既存の公共施設との機能分担を考慮するなかで判断を行います。

【管財課】



【検 証】

（7 年間の実績）

・令和 2 年に個別施設計画を策定後、令和 3 年度においては総合管理計画の改訂を行いました。

（評価の根拠）

・総合管理計画に基づき老朽化の著しい 3 施設については廃止、2 施設については長寿命化を図り、1 施設については令和 2 年度から 3 年度にかけて解体事業を実施しています。

【課題・今後の方針、改善事項など】

・総合管理計画、個別施設計画の策定年度が違うため、足並みを揃えることが今後必要と思われます。

(2) 新しい財源の検討

① 新しい財源の検討

【改革項目】

○市民文化会館が主催する事業について、内容等を検討し、事業収益の増加を目指します。また、観覧者や利用者の増加に向けた手法や広報（周知方法）等を検討します。

【生涯学習課】



【検 証】

（7 年間の実績）

・事業の内容等を検討し、集客の向上に努めた結果、募集定員等に対して、参加者数は着実に増加しています。しかし、公民館という性質上また生涯学習の一環である性質上、事業収益の増加については、困難というよりそぐわない。

（評価の根拠）

・自主事業について、受益者負担を導入し、新たな財源の確保に努めました。

【改革項目】

○指定管理者制度を導入している各施設において、事業収益の増収を目指し、更なる事業の充実やサービスの向上が図れるよう、事業報告書に基づくモニタリングを実施するとともに、来場者の増加に向けた広報等の手法の検討を行います。



【検 証】

（7 年間の実績）

・施設担当課における指定管理事業者の毎月のモニタリング、庁内委員会である公共施設活用等検討委員会における毎年度のモニタリングなどを継続するとともに、新たに行政改革推進委員会における市民目線からの第三者モニタリングを開始し、サービス向上にむけた検証を行いました。

（評価の根拠）

・施設の現状や収益の把握、事業者との協議など、各種モニタリングの際に実施し、サービス向上と

<p>【政策秘書課】</p>	<p>経費削減と運営の適正化を図っているため。</p> <p>【課題・今後の方針、改善事項など】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・観光施設などにおいては、コロナ過や施設の老朽化等、来場者の増を実現するには課題が多い。公共施設活用等検討委員会において、現有施設の今後の活用方法など、協議していく必要があります。
<p>【改革項目】</p> <p>○広告収入の拡大を目指し、広告収入を確保する手法の検討や、公用車のラッピング広告などの広告媒体の拡充に向け検討を進めます。また公共施設の命名権、道路の命名権などのネーミングライツの活用が可能か検討を行います。</p> <p>【政策秘書課】</p>	<p>【検 証】</p> <p>（7年間の実績）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・公用車へのラッピングについては、「甲州市」の文字入れを実施しました。また、市内循環バスはリニューアルに合わせ市特産果実の絵をラッピングし、現在も走行しています。ネーミングライツについては検討を行いました。 <p>（評価の根拠）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市が管理する公用車のほとんどに「甲州市」の文字と市章をラッピングしました。また循環バスについても同様。観光資源、名所の写真などをラッピングする例も他市においてありますが、予算面、費用対効果面から今後も検討を継続します。 <p>【課題・今後の方針、改善事項など】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・公用車へのラッピング、特に本市で言えば文化財や果実等の写真などをラッピングすることについては費用対効果を見ながら検討していく必要があります。「現時点実施していない」→「実施した」が行革として最良の方策なのかしっかりと見極めることが必要。ネーミングライツも同様。
<p>【改革項目】</p> <p>○ふるさと納税制度についてはインターネットの活用により、平成26年度から導入したクレジットカード支払いに加え、各種の納付方法を検討するとともに、特産品の拡充を行い、様々なイベントなどで周知を図る等、さらなる寄附金の増加を目指します。</p> <p>【政策秘書課】</p>	<p>【検 証】</p> <p>（7年間の実績）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ふるさと納税については当初の地域を応援する目的から魅力ある地場産品を提供する形へと変化していきましたが、全国の多くの方に本市の産品を楽しんでいただくとともに、寄附金額の増を図ることができました。 <p>（評価の根拠）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ここ数年寄附金額は右肩上がりであり、特に令和2年度は10億円を突破し、令和3年度は20億円を突破しました。寄附件数も18万件を超え、多くの関係人口の創出を図ることができました。

【課題・今後の方針、改善事項など】

・各自治体による寄附金争奪合戦、返礼品競争が激化しており、持続可能なふるさと納税のあり方を考えるべきである。寄附金額だけでなく、本市のファンを増やしていくふるさと納税としていきます。

(3) 適正な債権管理の推進

① 各種税金の収納率の維持および向上

【改革項目】

○税負担の公平性や税収入の安定確保の観点から取り組んできた収納率の向上については、一定の水準に達しているため、この収納率の維持と向上に努めます。また、税金の用途を市の広報などに掲載するとともに滞納整理の状況も継続して掲載し、納税意識の啓発と向上に努めます。

【収納課】

【検証】

(7年間の実績)

・窓口納付、口座振替、コンビニエンスストア納付に加え、クレジットカード、スマートフォン決済アプリによる納付など納付環境の整備が納期内納付につながっています。また未納者には、きめ細かな納税相談等を行うことで、収納率の維持ができています。

(評価の根拠)

・平成27年度末市税の収納率は、96.22%で、令和3年度末は、98.00%でした。税負担の公平性や税収入の安定確保の観点から取り組んできた収納率の向上については、取組みを確実に継続し、一定の水準を維持しています。

※市税とは、市が賦課・徴収する地方税のことで、個人市民税、法人市民税、固定資産税、軽自動車税、都市計画税のことをいいます。

(参考資料)

○平成27～令和3年度決算時収入未済額

税目	年度	収入未済額 (単位：千円)	収納率
個人市民税	H27	26,668	97.78%
	H28	20,484	98.09%
	H29	13,676	98.67%
	H30	10,834	99.06%
	R元	11,675	99.16%
	R2	13,191	99.02%
	R3	14,605	98.82%
法人市民税	H27	2,719	98.05%
	H28	652	99.40%

				H29	670	99.50%
				H30	465	99.54%
				R元	561	99.63%
				R2	1,432	98.88%
				R3	313	99.72%
			固定資産税	H27	100,421	94.84%
				H28	65,773	96.23%
				H29	45,028	97.16%
				H30	42,266	97.70%
				R元	48,463	97.62%
				R2	51,581	97.35%
				R3	55,072	97.08%
			軽自動車税	H27	5,696	94.08%
				H28	2,918	96.63%
				H29	2,050	97.75%
				H30	1,608	98.35%
				R元	1,882	98.57%
				R2	1,859	98.52%
				R3	2,125	98.39%
			都市計画税	H27	6,465	94.81%
				H28	4,159	29.27%
				H29	1,965	15.47%
				H30	1,344	2.14%
				R元	1,199	1.72%
				R2	2,486	98.13%
				R3	3,260	97.50%
			国民健康保険税	H27	200,630	82.78%
				H28	136,975	84.72%
				H29	81,151	88.46%
				H30	57,319	92.68%
				R元	56,469	94.14%
				R2	56,651	94.73%
				R3	53,125	93.79%

	<p>※都市計画税については平成 28 年度から令和元年度まで現年度分課税停止のため、原則滞納繰越分のみ。課税区域等の見直しなどを行い、令和 2 年度から課税を再開しています。</p>
<p>【改革項目】 ○特別徴収事業所増加への取組 【税務課】</p>	<p>【検 証】 （7 年間の実績）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特別徴収は地方税法等で定められており、収納率の向上と税負担の公平性を確保するため平成 21 年度から特別徴収事業者の指定拡大を推進してきており、特別徴収未実施の事業に対し特別徴収への切替を依頼し実施事業者が増加しました。 <p>（評価の根拠）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成 27 年度の特別徴収義務者数は、2,472 事業所でしたが、令和 3 年度は、2,608 事業所となり、平成 27 年度と比較し、5.5%の増加でした。 ・特別徴収制度の啓蒙により、従前から特別徴収を実施している大手企業等の他、従業者数が少ない中小の事業所においても実施事業所が増えており、特別徴収制度の周知が図られました。
<p>【改革項目】 ○小型特殊自動車の適正課税の推進 【税務課】</p>	<p>【検 証】 （7 年間の実績）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・小型特殊自動車（農業用）の適正な課税のため未課税となっている車両を把握するため、広報誌等での制度の周知や販売業者、農協に協力依頼を行ったことにより、SS・トラクターや運搬車・草刈機などの車両の令和 3 年度の課税登録台数及び賦課額は、平成 27 年度と比較し増加しました。 <p>（評価の根拠）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成 27 年度の小型特殊自動車（農業用）の登録台数は、792 台でありましたが、令和 3 年度は、1,029 台となり、平成 27 年度と比較し 3 割増加しました。また、賦課額についても平成 27 年度は 2,057,300 円でありましたが、令和 3 年度は、3,582,600 円となり、平成 27 年度と比較し 74.14%の増加となりました。 <p>【課題・今後の方針、改善事項など】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・今後も引き続き、広報誌、ホームページによる制度の周知や販売業者、農協への協力依頼を行い、ナンバー交付につなげていきます。

②未収金の解消

【改革項目】

○市営住宅家賃、上下水道料、保育料なども、納入指導、訪問等を行い、未収金の縮減に取り組むとともに、市税徴収のノウハウを各種債権の徴収に応用し、税以外の公債権、私債権についても職員が支払督促などの法的措置などを行えるよう連携を図ります。また、連帯保証人および保証人への徴収・催告についても積極的に行います。

・未収金の解消（保育料）

【子育て支援課】

【検証】

（7年間の実績）

・督促状等の送付により滞納者に納付を強く勧奨しましたが、現年度については、何れの年度も収納率100%には至りませんでした。過年度については、児童手当からの申出徴収で一部徴収ができたことと、市外転出により追跡が不可能となってから5年が経過した案件を児童福祉法の規定に基づき、不納欠損処分（※）としました。
 ※未納となっている市の債権のうち徴収の見通しが立たない等の理由で未収金から除くこと。

（評価の根拠）

・督促状等の送付に併せ、児童手当からの申出徴収を積極的に勧奨したこと等から未収金を解消しました。

（参考資料）

○平成27～令和3年度決算時未収金状況

年度	未収金額 (単位：千円)	収納率
H27	2,756	98.67%
H28	1,302	99.29%
H29	1,446	98.93%

			<table border="1"> <tr> <td>H30</td> <td>1,657</td> <td>98.72%</td> </tr> <tr> <td>R元</td> <td>487</td> <td>98.73%</td> </tr> <tr> <td>R2</td> <td>261</td> <td>97.62%</td> </tr> <tr> <td>R3</td> <td>0</td> <td>※96.11%</td> </tr> </table> <p>※未収金が0となっていますが、収納率の計算には、不納欠損額が含まれるため、収納率が96.11%となっています。</p>	H30	1,657	98.72%	R元	487	98.73%	R2	261	97.62%	R3	0	※96.11%
H30	1,657	98.72%													
R元	487	98.73%													
R2	261	97.62%													
R3	0	※96.11%													
	<p>・未収金の解消（市営住宅家賃） 【建設課】</p>	×	<p>【検証】 （7年間の実績）</p> <p>・継続的に連帯保証人への協力依頼や滞納者宅への夜間訪問等、納付勧奨を推進しました。また、現年度及び過年度滞納者に対し、随時督促・催告処理を行いました。そのうち、個別対応が必要なケースの対応も行いました。生活保護など福祉課等他課へ協力依頼を行い対応したケースもありました。また連帯保証会社の導入や滞納についての弁護士相談などの効果的な対象整理事務の推進を図りました。</p> <p>（評価の根拠）</p> <p>・個々の滞納者の状況を把握し、対応するように努めてきましたが、個々の滞納者の収入状況を調査し、滞納者との分納返済計画を話し合い、誓約書の提出をされても遂行されなかったケースが多く見られました。また、現年度の収納率向上の目的で督促・催告も行ってきましたが、目立った成果が見られませんでした。今後も他市との情報交換で住宅管理事務事業の委託可能部分の点検、導入検討を進めると同時にどの程度効果があるのか検証します。上記実績にある取組みを行ってききましたが、収納率向上に至らなかったため、左記の評価としました。</p> <p>【課題・今後の方針、改善事項など】</p> <p>・今後も連帯保証人への協力依頼や滞納者宅への夜間訪問等を行い、納付勧奨を行っていきます。また、高齢化による認知症により住宅使用料が未納になっている事に気が付かず、市からの連帯保証人への協力依頼や滞納者宅の文章の送付により、家族からの相談等がある場合もあり、市福祉課や社会福祉協議会等の連携をしていきます。</p> <p>（参考資料） ○平成27～令和3年度決算時未収金状況</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>未収金額 (単位：千円)</th> <th>収納率</th> </tr> </thead> </table>	年度	未収金額 (単位：千円)	収納率									
年度	未収金額 (単位：千円)	収納率													

H27	11,946	90.29%
H28	13,648	88.46%
H29	16,638	86.03%
H30	18,293	84.70%
R元	20,204	82.82%
R2	17,501	84.85%
R3	16,371	85.34%

・未収金の解消（後期高齢者保険料）
【戸籍住民課】

【検 証】

（7年間の実績）

・未収金解消のため、保険料未納者に対し、督促状の送付、短期証の交付、納付相談による分納計画の作成などを実施しました。
また、令和2年度から新たな滞納者の発生を防ぐための口座登録促進の取り組みとして、75歳到達者への口座振替依頼書の同封を行いました。

（評価の根拠）

・督促状や催告書、短期証の発行など、継続的な取り組みにより、未収金額は毎年減少傾向にあること、口座振替の割合はR1年度13.30%、R2年度14.13%と増加傾向にあり、R2年度から始めた口座振替依頼書の同封の成果と考えます。
しかし未収金の解消に至っていないため左記の評価とします。

【課題・今後の方針、改善事項など】

・後期高齢者医療の被保険者は75歳以上の方で、そのほとんどが年金生活者となり、特に滞納者は低所得の傾向にあるため、未収金の解消は難しい状況ではありますが、今後も継続的に納入指導等未収金の縮減に取り組んでいく必要があります。
また、口座振替の割合は増加傾向にありますが、ペイジー口座振替受付の活用や現在行っている口座振替依頼書の同封について、費用対効果の検証が必要です。
さらに、コンビニ収納やキャッシュレス決済等、納付者の利便性の向上に向けた納付方法の拡大に向けて準備を進めます。

（参考資料）

○平成27～令和3年度決算時未収金状況

年度	未収金額 (単位：千円)	収納率
----	-----------------	-----

H27	3,370	98.62%
H28	3,241	98.73%
H29	3,587	98.75%
H30	3,634	98.91%
R元	3,893	98.90%
R2	3,235	99.07%
R3	2,547	98.92%

・未収金の解消（上水道使用料・簡易水道使用料）

【上下水道課】

【検 証】

（7年間の実績）

・毎月の停水執行定例化、地道な電話催告等行い未収金の削減、滞納者の抑制に取り組みました。

（評価の根拠）

・大幅な未収金の削減には至りませんでした。上水・簡水ともに7年の計画期間の中で未収金額が減少し、最終年度の収納率についても上水道使用料では91.18%、簡易水道使用料では98.25%と、高い率とすることができたため。

【課題・今後の方針、改善事項など】

・今後滞納、未収金について抑制するため令和4年度から特別徴収（5月8月12月）を行い、滞納整理を強化していきます。これまで停水処分の実行まで5回分の料金が発生していましたが、それまでの通知等期間を短縮し、未収金になるものを処分確定した時点で調停に上げないなど抑制を図ります。

（参考資料）

○平成27～令和3年度末(3月31日時点)上水道使用料未収金状況（現年分）

年度	未収金額 (単位：千円)	収納率
H27	43,747	88.97%
H28	37,690	90.25%
H29	39,889	89.80%
H30	37,232	89.33%
R元	39,295	88.63%
R2	39,665	88.69%
R3	30,616	91.18%

※水道会計の性質上、3月検針による4月請求分(納期限未到来分)を含む。

○平成27～令和3年度簡易水道使用料決算時未収金状況

年度	未収金額 (単位：千円)	収納率	参考(4月～翌年5月)	
			未収金額	収納率
H27	4,273	98.20%		
H28	3,972	98.31%		
H29	4,488	98.08%		
H30	4,400	98.09%		
R元	33,347	85.32%	5,034	97.78%
R2	32,797	85.9%	4,739	97.35%
R3	32,387	86.23%	4,226	98.25%

※令和元年度以降は、公営企業会計への移行により、特別会計では5月末までである収入期間を3月末で打ち切るため、3月検針による4月請求分(納期限未到来分)の未収金額を含む形となります。

※「4月～翌年5月」欄は平成30年度決算までと同じ期間(4月～翌年5月)で未収金額を算定した場合の数値。

・未収金の解消(下水道使用料)
【上下水道課】

【検 証】

(7年間の実績)

・滞納者には通年を通じて連絡を取り、支払い意識を持ってもらい、早期に料金の納入を促しました。

(評価の根拠)

・コロナの影響もありましたが滞納者の生活スタイルも様々のため対話を続けて、支払い意識を持ってもらい、早期に料金の納入を促しました。

【課題・今後の方針、改善事項など】

・コロナの影響が続く中訪問は控えなければならないと考えています、電話による対応を実施していきます。

(参考資料)

○平成 27～令和 3 年度決算時未収金状況

年度	未収金額 (単位：千円)	収納率	参考 (4 月～翌年 5 月)	
			未収金額	収納率
H27	8,809	95.21%		
H28	9,326	95.36%		
H29	6,983	96.55%		
H30	7,521	96.24%		
R 元	43,924	79.24%	11,439	94.55%
R 2	46,106	78.91%	11,722	94.59%
R 3	47,447	80.09%	12,770	94.41%

※令和元年度以降は、公営企業会計への移行により、特別会計では 5 月末までである収入期間を 3 月末で打ち切るため、3 月検針による 4 月請求分(納期限未到来分)の未収金額を含む形となります。

※「4 月～翌年 5 月」欄は平成 30 年度決算までと同じ期間 (4 月～翌年 5 月) で未収金額を算定した場合の数値。

(4) 外郭団体等の見直し

① 社会福祉協議会の経営の見直し

【改革項目】

○社会福祉協議会の経営について、収益性のある事業の導入を含め、経営の見直しが行えるよう支援を行います。

【福祉課】

【検 証】

(7 年間の実績)

・介護保険・医療保険制度による事業経営の安定化を図るため、人員を増やし対応してきました。ただし、他のサービス事業者では赤字となってしまう収益の低いサービスも社会福祉協議会の性質上積極的に行ったため、地域福祉の向上にはなりましたが、経営は厳しいものとなりました。

(評価の根拠)

・毎年の課題であった介護支援専門員の確保と育成、安定的な利用者の確保について、他の民間事業者が行う事業との差別化を図るなど工夫しながら経営状況がほぼ安定してきています。

【課題・今後の方針、改善事項など】

・勝沼健康福祉センターの大規模改修を終え、訪問看護事業所を福祉センター内に構え、各種事業について、更なる収益の向上を目指すとともに、勝沼福祉センター利用者へのサービスとして、送迎バスの運行・営業時間の延長など利用者側に立ったサービスの向上を目指していきます。

②外郭団体（社会福祉協議会等）への職員派遣の見直し		
【改革項目】 ○社会福祉協議会等へ職員派遣を行っていますが、ヒアリング調査を行い、必要人員の把握を行い、可能な範囲で縮減を検討し、将来的には派遣の廃止を検討します。 【総務課】	◎	【検 証】 （7年間の実績） ・訪問看護ステーションの社会福祉協議会への移行に伴い、事業運営の安定と自立支援のため、最多で3名の職員を社会福祉協議会に派遣していました。 （評価の根拠） 訪問看護ステーションの事業運営も安定してきたことから、令和2年度の1名の職員派遣をもって終了とし、目標は達成しました。
③土地開発公社の廃止		
【改革項目】 ○令和2年度の土地開発公社の廃止を目指し、必要な法制面、財政面の整備を着実に進めます。 【管財課】	◎	【検 証】 （7年間の実績） ・土地開発公社については全工程を終了しました。
(5)経費節減等による健全な財政運営		
①財政の効率化・健全化		
【改革項目】 ○中長期財政計画を定め、各種財政指標に数値目標を設定し、的確な財政運営を行います。財政情報については、わかりやすく公表します。 【財政課】	○	【検 証】 （7年間の実績） ・計画初年度に計画期間中の中長期財政推計を、平成28年度には、10年間を見据えた中長期財政推計を作成、公表しました。また、最終年度には、推計の中間見直しを行いました。各年度には、財政状況等の財政情報を公表しています。健全な財政運営に関しては、上記推計を基に普通交付税の合併縮減等歳入の減が見込まれることから、危機感の共有はもとより、当初予算編成で一定のシーリングを課し、歳出削減を行いました。 （評価の根拠） ・中長期の財政計画や各種財政情報の公表は、工程とおりに実施することができ、ヒアリング等を毎年度開催したことで、全庁的に厳しい財政状況の共有ができていますと考えられます。また、予算編成時に一定率のシーリングを課し、健全財政に向けた予算規模の縮減も進んだところではありますが、普通交付税の合併縮減等の歳入減の影響が予測より大きく、令和元年、令和2年の決算時に2カ年で2億5千万円、財政調整基金を取崩す状況となったため、左記評価としました。

		<p>【課題・今後の方針、改善事項など】</p> <ul style="list-style-type: none"> 令和3年度に公債費の償還ピークを迎えその後は、減少傾向が見込まれ、実質公債費比率等財政健全化指標も改善傾向にあると予測していますが、社会保障関連経費の増加や公共施設等の老朽化対策に加えコロナ禍における各種対策など依然として厳しい財政状況が続くと考えられることから、今までの取組を継続していく必要があります。また、現在高水準を維持しているふるさと納税寄附金に、経常経費まで依存している状況であることから、制度の不安定さを十分認識したうえで、極端な制度への依存を避けるべく事業の抜本的な見直しに取り組む必要があります。 <p>※「実質公債費比率」＝地方公共団体の一般会計等が負担する公債費等が、標準財政規模に占める割合を指す数値の3か年平均で算定される。この比率が18%を超えると地方債の発行に県の許可が必要となる。</p>
	<p>②経常経費の節減</p> <p>【改革項目】</p> <p>○歳出の抑制を図るため、事務処理コストをはじめ経常経費の節減に努めます。</p> <p>【財政課】</p>	<p>【検証】</p> <p>（7年間の実績）</p> <ul style="list-style-type: none"> H31年度～R1年度当初予算編成において、普通交付税の合併縮減に伴う歳入減少に対応した事業費充当一般財源を最大10%削減するシーリングの設定。 H30から8月に予算編成前事前ヒアリングを実施。 H28に行政改革に係る研修の実施 <p>（評価の根拠）</p> <ul style="list-style-type: none"> 歳出削減策については、研修、ヒアリング等を通じ財政状況の周知や危機感の共有を行い、予算編成時には削減のシーリングを課し、経常経費の削減に取り組んできましたが、経常経費の割合を示す経常収支比率において、計画初年度H27決算の88.8%からR2決算で会計年度任用職員制度導入の影響もありますが、92.8%と4ポイント悪化していることから左記の評価としました。 <p>【課題・今後の方針、改善事項など】</p> <ul style="list-style-type: none"> 社会保障関連経費の増や会計年度任用職員制度導入に伴う人件費の増に加え公債費も償還のピークとなっていることから、義務的経費の増加が財政を大きく圧迫しており、その他経費も、施設の老朽化に伴う修繕経費などが増加する中で、一般財源のほとんどが、経常的経費に費やされている状況にあり、令和2年度決算では、経常収支比率は、92.8%と財政の硬直化が進行しています。今後、公債費は減少の見通しですが、経常的経費を節減し、政策的事業実施に係る一般財源の確保が引続きの課題です。

③補助金及び負担金の見直し

【改革項目】

○現在ある補助金および負担金について、その必要性を判断し、縮減および削減が可能か検討します。また3年毎の見直しサイクルの確立を目指します。

【政策秘書課】



【検証】

（7年間の実績）

・調査結果に基づき、補助金に関する事務について、交付要綱の策定と算定根拠の明確化、終期の設定、不要額の返納と繰越金を勘案した予算査定の実施など、行政改革本部長名で指示し、事務改善に努めるとともに、調査を行いました。

（評価の根拠）

・本部長名での依命通知等で補助金運用の基準を示し、同基準に基づいた見直し等実施できたため。

【課題・今後の方針、改善事項など】

・調査結果の予算査定時における活用等課題もあるので、今後も見直しに取り組みます。

(6)特別会計等の経営健全化

①効率的運営と透明性の確保

【改革項目】

○特別会計の事業ごとに今後の事業のあり方、方向性を見極めながら経営改善・効率化に努めます。

【財政課】



【検証】

（7年間の実績）

・計画期間内に下水道事業において計画的な料金引き上げの実施。簡易水道事業及び下水道事業の法適用公営企業への移行。
・国民健康保険特別会計の県域への制度移行に伴う、料金算定の統一化。
・各公営企業の経営戦略策定及び改定。

（評価の根拠）

・すべての公営企業において、経営戦略を策定及び改定し、今後の経営方針を定めたこと、下水道事業での料金改定など、改革を進めていますが、社会保障関連経費の伸びや管渠等施設老朽化対策、簡易水道の未利用地区の整備などにより、一般会計からの繰出金が計画初年度のH27からR2決算で1億8千万程増加していることから、左記の評価としました。

【課題・今後の方針、改善事項など】

・今後も社会保障関連経費の伸びや施設老朽化対策、新規整備に係る経費の増などにより、特別会計及び企業会計への繰出金等の増加が見込まれ、財政運営に大きな影響を及ぼすことが懸念されることから、所管課の連携を密にする中で、公営企業会計は、経営戦略の着実な推進、特別会計は、給付費等の動向を注視していく必要があります。

<p>【改革項目】 ○経営状況、財政状況の透明性を向上させます。 【財政課】</p>	○	<p>【検 証】 （7年間の実績） ・毎年度、条例及び公営企業法に定めがある、年2回（6月、12月）の財政状況、経営状況の公表を行うとともに当初予算議決後及び決算認定後に市広報誌、ホームページへ詳細を公表しました。</p> <p>（評価の根拠） ・取組工程どおりの実施に加え、毎年度、公会計制度に基づく連結財務書類により、特別会計、企業会計等の財務状況を詳細に公表していることから、左記評価としました。</p>
<p>②水道事業</p>		
<p>【改革項目】 ○衛生・安全に配慮しつつ、コスト削減に取り組み、より一層計画的、効率的な事業運営を図ります。 【上下水道課】</p>	○	<p>【検 証】 （7年間の実績） ・現状の中で、職員相互の連携をもって事業運営することができました。 ・給水人口減が著しい旧簡易水道地域の浄水場施設内にある消耗品などを供給量に合わせてサイズダウンするなどコスト削減をしました。</p> <p>（評価の根拠） ・現状とこれからの財政状況から安全安心な水の供給を維持していくには、ダウンサイジング等コスト削減に取り組み、計画的、効率的な事業運営を図る必要がありますが、上記実績のように給水人口減が著しい旧簡易水道地域の浄水場施設内にある消耗品などを供給量に合わせてサイズダウンなどのコスト削減を行い、浄化施設にある膜モジュールなど、給水量に応じたサイズ縮小をしたため左記評価としました。</p> <p>【課題・今後の方針、改善事項など】 ・簡易水道の公営企業会計へ移行、消費税のインボイス制度への対応など、変革期でありこれまでより企業会計の事務が特殊且つ難しくなっているため、公営企業に精通している会計事務所等に消費税や決算書の作成に対してアドバイザー契約をするなど外部の目を採り入れ、より適正な会計事務を行い、今後の企業経営の健全化に繋がります。</p>
<p>【改革項目】 ○水道使用料については、維持管理費等の必要経費を考慮するなかで、定期的な見直しを検討するとともに収納率の維持、向上を図ります。</p>	○	<p>【検 証】 （7年間の実績） ・給水人口が減少し、ランニングコストも上昇する中、水の供給を維持するため、未収金対策やコストの削減に努めました。</p>

	<p>【上下水道課】</p>	<p>（評価の根拠）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・未収金対策により収納率も維持し、またコストの削減にも努めましたが、その一方料金の見直しの検討については、大型事業の完成や新規供給されるエリアの負担金や供給時期等の見込が立たず、検討ができなかったため。 <p>【課題・今後の方針、改善事項など】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・簡易水道の公営企業会計への移行、上小田原配水池、菱山浄水場など大型事業があり、これからの運営コストなど、正確に数字を算出し、未収金削減への努力や現状に合わせたダウンサイジングによるコスト削減を行い、結果、今後も水の供給を維持していくために必要な予算規模を調査した上で、料金の改定を検討します。
	<p>③下水道事業</p> <p>【改革項目】</p> <p>○地域性や生活環境を考慮し、事業内容・計画等を総合的に見直し、合併浄化槽の活用も含め総合的な生活排水処理を行います。</p> <p>【上下水道課】</p>	<p>【検 証】</p> <p>（7年間の実績）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・甲州市下水道事業経営戦略の策定は完了しました。ストックマネジメント計画は、処理場・マンホールポンプ場・管渠・マンホール・マンホール蓋の調査まで完了したところです。 <p>（評価の根拠）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・甲州市下水道事業経営戦略の策定は完了し、ストックマネジメント計画は令和2年度処理場・マンホール場の調査、令和3年度管渠・マンホール蓋の調査が完了したため。実施計画書の策定は継続中であり、早期に完了するよう進めていきます。 <p>【課題・今後の方針、改善事項など】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・全体計画の見直しに向けて調査等を重ねて行きます。また、ストックマネジメント計画は、平準化を考慮しながら施設管理目標及び長期的な改築シナリオを設定し、点検・調査計画及び修繕・改築計画を策定し進めて行きます。 <p>※「ストックマネジメント」＝下水道事業におけるストックマネジメントとは、下水道事業の役割を踏まえ、持続可能な下水道事業の実施を図るため、明確な目標を定め、膨大な施設の状況を客観的に把握、評価し、長期的な施設の状態を予測しながら、下水道施設を計画的かつ効率的に管理すること。</p>
	<p>【改革項目】</p> <p>○下水道の供用開始後、早期加入による利用促進を図ります。</p>	<p>【検 証】</p> <p>（7年間の実績）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・区域の世帯には、下水道の供用開始していることを周知し、勧誘を行ってきました。（工事施工前

<p>【上下水道課】</p>	<p>による地元説明会、各戸を訪問しパンフレット等資料による説明)</p> <p>（評価の根拠）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・区域の世帯には、下水道の供用開始していることを周知し、勧誘を行ってきていますが、下水道に接続するには多大な費用がかかることから行き過ぎた勧誘はできませんが、新築や改築の際に接続をお願いしており、毎年度の比較で2%接続件数が増えてきているため。 <p>【課題・今後の方針、改善事項など】</p> <p>職員の勧誘や相談を進めながら、水道指定店や建築事業者に協力を頂きながら促進を図りたいと考えています。</p>
<p>【改革項目】</p> <p>○下水道の使用料金については、維持管理費等の必要経費を考慮するなかで、定期的な見直しを検討します。</p> <p>【上下水道課】</p>	<p>【検 証】</p> <p>（7年間の実績）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成27年度29%値上、平成30年度17%値上、令和3年度17%値上と料金改定を実施してきています。 <p>（評価の根拠）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・令和2年度に公営企業に移行したことに伴い、下水道事業を将来にわたり適正かつ安定的に運営していくためには、受益者負担を基本にします。令和2年度には審議会にて了解をいただき、令和3年7月に料金改定をし、10月分より改定料金で納付されました。計画的に見直しを行い、微増ではありますが収益が上がってきているため左記評価としました。 <p>【課題・今後の方針、改善事項など】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・社会情勢や経営状況を鑑み3年～5年毎に事業検証を行い必要に応じて計画の見直しがあれば対応していきます。
<p>④病院事業</p>	
<p>【改革項目】</p> <p>○地域の医療を担う病院として、民間活力による更なる医療サービスの向上と診察機能の充実に努めます。</p> <p>【健康増進課】</p>	<p>【検 証】</p> <p>（7年間の実績）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・勝沼病院については、H29からの3期（3年）及びR2からの4期（5年）の指定管理者選定に向けた協議を行い、現状と課題を分析するなどして、高齢社会を担う公立病院の在り方を検討しました。県が推進する地域医療構想を基に新公立病院改革プランを策定するだけでなく、地域医療体制審議会を設置し、R1年度には甲州市地域医療体制基本計画を策定しました。また、継続してモニタリング・評価・分析を実施しました。

	<p>(評価の根拠)</p> <ul style="list-style-type: none"> 策定した計画に沿った事業展開を行う中で、病院機能の見直しとして診療科目の整理（婦人科の廃止など）、病床数の削減を行い、併せて取組みの検証を実施しました。また、毎月のワーキングを実施することで課題を明確化し、医療スタッフ等（非常勤医師・看護師）の人件費を約1,700万円削減することができました。更に、婦人科の診察室をコロナワクチン接種対応スペースに変え、新たな医療需要に対応したことにより、赤字幅を縮小しています。 <p>【課題・今後の方針、改善事項など】</p> <ul style="list-style-type: none"> 令和4年度が現指定管理の中間年にあたるため、次期のスタートをスムーズにきるための検討を行います。また、国・県が推し進める地域医療構想を念頭に将来の医療需要を踏まえて、あるべき医療提供体制の整備を検討するための調査・内部検討・関係各所との協議を実施していきます。広域での医療資源の最適化、医療と介護の連携を考慮しつつ、病院運営の在り方（運営方法・指定管理者の意向）を見直していきます。
<p>⑤ぶどうの丘事業</p> <p>【改革項目】</p> <p>○企業の健全経営の側面から利益を追求しつつ、地域情報の発信、観光の拠点として引き続き産業振興に貢献するよう努力していきます。</p> <p>【ぶどうの丘】</p>	<p>【検証】</p> <p>(7年間の実績)</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成28年度に経営戦略を策定し投資計画や財政計画を柱とした経営健全化の推進とともに、国や県の経済振興施策を活用して収益増加に繋がりました。令和3年度にはこれまでの実績値をもとに目標値を具体化した経営戦略を見直し今後の方向性を示しました。 <p>(評価の根拠)</p> <ul style="list-style-type: none"> 経常利益 29年度 9,764千円/30年度 15,858千円/元年度 9,538千円/2年度 △50,166千円 利用者数（宿泊、温泉、食事、売店） 29年度 385,495人/30年度 351,712人/元年度 306,262人/2年度 164,356人 ワインのラインナップ増加及び食部門の強化を図るなど滞在型観光の推進 コロナ禍においても国の交付金を活用したワイン消費拡大の事業を展開 繁忙期を中心とした広報宣伝を展開 抜本的な経費削減を実施 <p>【課題・今後の方針、改善事項など】</p> <ul style="list-style-type: none"> 経営方針に基づく事業展開 ワイン消費拡大の展開/滞在型観光の推進/地域情報の発信拠点/安定運営できる事業形態の検討

【改革項目】

○甲州市勝沼ぶどうの丘事業経営戦略に基づき、健全経営体制の構築へ向け取組を継続します。

【ぶどうの丘】

【検証】**（7年間の実績）**

・平成28年度に策定した経営戦略に基づき経営の健全化を推進してきたとともに、国や県の経済振興施策を活用して施設環境の充実や収益増加に繋がりました。また令和3年度には、これまでの実績値をもとに目標値を具体化した経営戦略を見直し今後の方向性を示しました。

（評価の根拠）

- ・経常利益 29年度 9,764千円／30年度 15,858千円／元年度 9,538千円／2年度 △50,166千円
- ・利用者数（宿泊、温泉、食事、売店）
29年度 385,495人／30年度 351,712人／元年度 306,262人／2年度 164,356人
- ・ワインのラインナップ増加及び食部門の強化を図るなど滞在型観光の推進
- ・コロナ禍においても国の交付金を活用したワイン消費拡大の事業を展開
- ・繁忙期を中心とした広報宣伝を展開
- ・抜本的な経費削減を実施

【課題・今後の方針、改善事項など】

- ・経営方針に基づく事業展開
ワイン消費拡大の展開／滞在型観光の推進／地域情報の発信拠点／安定運営できる事業形態の検討

⑥国民健康保険事業**【改革項目】**

○国民健康保険事業をより安定的に運営していくため、生活習慣病の発症予防・重症化予防に重点を置いた訪問指導や教室などの事業に取り組みます。

【健康増進課】

【検証】**（7年間の実績）**

・第2期データヘルス計画（H30～H35）に基づき生活習慣病の発症、重症化予防のため市民・医療機関・市の連携体制を構築し、かかりつけ医と連携した糖尿病なんでも相談事業、糖尿病未治療者及び治療中断者への保健指導事業等予防対策を実施しました。令和2年度には本計画の中間年であり、前半期の評価を行い、後半期には中間評価の課題に対して更なる取り組みを行いました。

（評価の根拠）

- ・糖尿病なんでも相談では、支援を行った対象者に対し評価を実施し、改善が見られました。（HbA1cの数値）
- ・糖尿病未治療者及び治療中断者への保健指導では、対象となった6割の方が治療開始または再開につながりました。

	<p>【課題・今後の方針、改善事項など】</p> <ul style="list-style-type: none"> 生活習慣病の発症予防・重症化予防は、保険者機能として重要な取り組みであるため、検証・見直しを行いながら継続実施していきます。 かかりつけ医と連携した保健指導の実施により生活習慣病の改善や重症化への移行を防ぐ取り組みを行っていきます。 <p>※「HbA1c」＝赤血球にあるヘモグロビンに、グルコース（血糖）が非酵素的に結合したもので、糖尿病の評価を行ううえで重要な指標</p>
<p>【改革項目】</p> <p>○「国民健康保険税滞納者対策実施要領」に沿って、滞納者の減少に努めます。</p> <p>【収納課】</p> <p style="text-align: center;">○</p>	<p>【検証】</p> <p>（7年間の実績）</p> <ul style="list-style-type: none"> クレジットカード、スマートフォン決済アプリによる納付等、多様な納付環境を整え期限内納付を促しました。また、新たな滞納繰越額が発生しないよう甲州市国民健康保険税滞納者対策実施要領に基づいた保険証交付や納税相談、滞納処分を行いました。 <p>（評価の根拠）</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成27年度末の未収金は200,630千円、令和3年度末は53,125千円でした。健全な国保事業の運営のため未収金の縮減に取り組んできました。未収金縮減の取り組みを確実に継続することで、取り組み当初の未収金が約26%に縮減しました。令和3年度国民健康保険税全体では、調定額1,021,510千円に対して、未収金額53,125千円となり、調定に対する未収金の割合は約5%でした。
<p>【改革項目】</p> <p>○後発医薬品（ジェネリック医薬品）の利用促進の啓発と、適正な受診に向けた保健指導・勧奨を行います。</p> <p>【健康増進課】</p> <p style="text-align: center;">○</p>	<p>【検証】</p> <p>（7年間の実績）</p> <ul style="list-style-type: none"> 切替による差額を表示した差額通知や年齢階層別使用割合で最も低い5～9歳層をターゲットに、ジェネリック医薬品希望カードの作成を依頼し保護者への利用勧奨を実施しました。また、広報誌や各地区組織での健康教育を通じた啓発活動を実施しました。 <p>（評価の根拠）</p> <ul style="list-style-type: none"> ジェネリック医薬品使用割合（数量ベース、各月診査分） 平成28年3月→47.9%、平成29年3月→57.9%、平成30年3月→64.6%、平成31年3月→71.2%、令和2年3月→72.6%、令和3年3月→76.6% 国及び市データヘルス計画の個別事業計画の目標値は80%です。

		<p>【課題・今後の方針、改善事項など】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ジェネリック医薬品使用割合の国の目標値は80%であるため、さらに使用促進に取り組む必要があります。
<p>【改革項目】</p> <p>○平成29年度に予定されている国民健康保険事業の山梨県域保険者一元化について、関連部署と連携を取る中で、システム整備などの業務が滞りなく推進できる体制を構築し、計画的に移管業務を進展します。</p> <p>【健康増進課】</p>	◎	<p>【検証】</p> <p>（7年間の実績）</p> <p>平成30年度に一元化完了→取組終了</p>
<p>⑦介護保険事業</p>		
<p>【改革項目】</p> <p>○高齢者が要介護状態とならず、住みなれた地域で安心して生活できるよう介護予防事業等に取り組むことで、介護給付費増加を抑制します。</p> <p>【介護支援課】</p>	○	<p>【検証】</p> <p>（7年間の実績）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・H27年の法改正に伴い新たに創設された介護予防日常生活総合事業の体制を構築をすることができました。介護予防事業については、体操を中心とし市内各地区で教室を実施するなど、住民主体での活動もすすめてきました。 <p>（評価の根拠）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・介護予防事業について、第三者評価を実施し、教室参加者には運動機能の低下がみられる人が少ない、主観的健康観が高い人が多いなど、一定の効果があることが明らかになりました。介護給付費の抑制までの効果は評価することはできませんでした。 <p>【課題・今後の方針、改善事項など】</p> <p>今後高齢者人口が増加する本市において、住民等多様な主体による地域の通いの場や家事援助などの生活支援サービスの創出について、生活支援体制整備事業等を活用してすすめていく必要があります。</p> <p>※「第1層協議体」「第2層協議体」＝国が目指す地域包括ケアシステム（少子高齢化が進む中で、市町村を核とし医療・介護・住まい・生活支援が包括的に確保される体制）において、第1層協議体は市町村区域として、全体の生活支援サービスの開発など比較的広域で検討すべきテーマについて具体的な検討をする場。第2層協議体は、中学校区域（甲州市では概ね小学校区域で設定）を単位として、生活支援を行っている様々なサービス主体（NPO・企業・社協等）の調整を行う場。</p>

⑧訪問看護事業

【改革項目】

○引き続き安定した運営を行い、高齢者などが住みなれた地域や家庭で療養できるよう支援します。

【介護支援課】

【改革項目】

○訪問看護のさらなる充実を図るため、民営化も含め、事業のあり方の検討を行います。

【介護支援課】

【検証】

（7年間の実績）

・検討の結果、平成30年度をもって事業廃止→取組終了

取組の区分	項目数	達成	一部達成	未達成	取組中止
1 協働（市民協働の推進）	14	2	12	0	0
2 成果（職員の意識改革）	18	2	16	0	0
3 効率（業務改善）	30	14	15	0	1
4 安心（健全財政の維持）	36	8	27	1	0
合計	98	26	70	1	1
進捗割合		26.5%	71.5%	1.0%	1.0%

IV 行政改革効果額

1 行政改革効果額

行政改革効果額については、主な改革項目を歳入と歳出のそれぞれに分け算出を行いました。

歳入面では、各種税目等について平成 26 年度と比較し、収納率の向上による増加額としました。

歳出面では、指定管理者制度導入施設については、市直営時の運営コストと指定管理料との差額としました。

2 行政改革効果額の内容について

歳入面の効果として、ふるさと納税の事務改善による寄付額の大幅な増加、各種税金の収納率の向上、保育料、下水道使用料などの未収金の解消への取組みなどにより 40 億効果額として算定されました。

また、歳出面の効果として職員の定員管理・給与体系の適正化、市県民税と固定資産税の前納報奨金の廃止、環境センターの甲府・峡東ごみ処理施設移行時の塵芥処理費及び甲府ごみ処理負担金と東山梨環境衛生組合負担金の削減、指定管理者制度の継続などの効果により、約 4 億円が効果額として算定されました。

歳入面、歳出面の合計額として約 44 億円の効果額となりました。

歳入効果

実施項目	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	合計	算出方法
ふるさと納税	355,769,799	237,342,906	176,179,239	260,998,027	348,679,233	756,656,746	1,647,999,020	3,783,624,970	当該年度の利益額－基準年度の利益額(H26寄付額－お礼の特産品額)
広告収入の拡充	-653,000	-717,000	-357,000	-627,500	-648,500	-472,500	-687,586	-4,163,086	当該年度の広告収入額－基準年度の広告収入額
収納率向上 市民税	4,417,328	1,900,765	4,452,187	5,624,515	5,161,908	3,807,855	1,985,852	27,350,410	
現年	6,390,417	3,543,148	4,675,892	4,741,749	4,321,826	3,096,655	2,226,744	28,996,431	現年分：当該年度調定額×(当該年度収納率－基準年度H26の収納率)
過年	-1,973,089	-1,642,383	-223,705	882,766	840,082	711,200	-240,892	-1,646,021	過年度分：当該年度調定額×(当該年度収納率－基準年度H26の収納率)
収納率向上 法人市民税	-3,915	396,654	210,709	303,738	234,743	-666,827	753,412	1,228,514	
現年	0	148,813	208,099	183,237	135,892	-755,874	283,171	183,338	現年分：当該年度調定額×(当該年度収納率－基準年度H26の収納率)
過年	-3,915	247,841	2,610	120,501	98,851	89,047	490,241	1,045,176	過年度分：当該年度調定額×(当該年度収納率－基準年度H26の収納率)
収納率向上 固定資産税	8,885,835	20,624,874	19,816,327	15,212,884	11,243,222	10,765,631	9,288,449	95,837,222	
現年	10,398,631	16,358,235	18,012,044	16,520,403	11,332,272	9,842,988	8,946,023	91,410,596	現年分：当該年度調定額×(当該年度収納率－基準年度H26の収納率)
過年	-1,512,796	4,266,639	1,804,283	-1,307,519	-89,050	922,643	342,426	4,426,626	過年度分：当該年度調定額×(当該年度収納率－基準年度H26の収納率)
収納率向上 国民健康保険税	14,320,950	8,409,499	19,158,308	23,690,468	21,046,852	27,465,285	18,552,019	132,643,381	
現年	16,351,829	16,410,733	20,129,895	20,598,479	16,371,211	21,991,888	10,708,305	122,562,340	現年分：当該年度調定額×(当該年度収納率－基準年度H26の収納率)
過年	-2,030,879	-8,001,234	-971,587	3,091,989	4,675,641	5,473,397	7,843,714	10,081,041	過年度分：当該年度調定額×(当該年度収納率－基準年度H26の収納率)
収納率向上 軽自動車税	1,628,506	2,212,205	2,729,957	2,846,005	2,828,018	3,036,485	2,887,922	18,169,098	
現年	1,983,156	2,422,320	2,698,592	2,859,085	2,887,333	3,003,655	2,861,159	18,715,300	現年分：当該年度調定額×(当該年度収納率－基準年度H26の収納率)
過年	-354,650	-210,115	31,365	-13,080	-59,315	32,830	26,763	-546,202	過年度分：当該年度調定額×(当該年度収納率－基準年度H26の収納率)
収納率向上 後期高齢者医療保険料	-1,369,871	-594,677	-751,363	-282,307	-410,459	319,513	425,943	-2,663,221	
現年	-1,289,480	-593,677	-60,614	399,965	105,894	489,893	603,648	-344,371	現年分：当該年度調定額×(当該年度収納率－基準年度H26の収納率)
過年	-80,391	-1,000	-690,749	-682,272	-516,353	-170,380	-177,705	-2,318,850	過年度分：当該年度調定額×(当該年度収納率－基準年度H26の収納率)
収納率向上 保育料	305,831	1,158,384	493,353	260,101	582,283	49,813	-85,630	2,764,135	
現年	58,542	1,210,356	577,784	135,942	341,317	112,373	69,028	2,505,342	現年分：当該年度調定額×(当該年度収納率－基準年度H26の収納率)
過年	247,289	-51,972	-84,431	124,159	240,966	-62,560	-154,658	258,793	過年度分：当該年度調定額×(当該年度収納率－基準年度H26の収納率)
収納率向上 簡易水道使用料	-58,263	220,406	-391,722	-204,058	-907,201	-1,810,424	75,988	-3,075,274	
現年	24,249	152,620	-82,532	250,869	-101,179	-785,988	-192,447	-734,408	現年分：当該年度調定額×(当該年度収納率－基準年度H26の収納率)
過年	-82,512	67,786	-309,190	-454,927	-806,022	-1,024,436	268,435	-2,340,866	過年度分：当該年度調定額×(当該年度収納率－基準年度H26の収納率)

歳入効果

実施項目	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	合計	算出方法
収納率向上 下水道使用料	-476,182	768,259	3,467,318	1,608,314	-1,505,917	300,960	-474,615	3,688,137	
現年	-1,538,480	-1,186,983	3,018,004	1,753,075	-1,443,237	-1,564,350	-2,595,184	-3,557,155	現年分: 当該年度調定額×(当該年度収納率-基準年度H26の収納率)
過年	1,062,298	1,955,242	449,314	-144,761	-62,680	1,865,310	2,120,569	7,245,292	過年度分: 当該年度調定額×(当該年度収納率-基準年度H26の収納率)
収納率向上 下水道受益者負担金	-126,251	-276,573	-245,563	-237,035	-91,129	-88,499	-40,191	-1,105,241	
現年	109,060	56,826	-5,120	-55,291	86,946	-32,238	-137,980	22,203	現年分: 当該年度調定額×(当該年度収納率-基準年度H26の収納率)
過年	-235,311	-333,399	-240,443	-181,744	-178,075	-56,261	97,789	-1,127,444	過年度分: 当該年度調定額×(当該年度収納率-基準年度H26の収納率)
収納率向上 浄化槽使用料	-28,663	-105,663	-159,979	-184,988	-273,753	-477,568	-323,076	-1,553,690	
現年	-23,205	-41,502	-48,091	-12,620	-134,263	-304,428	74,714	-489,395	現年分: 当該年度調定額×(当該年度収納率-基準年度H26の収納率)
過年	-5,458	-64,161	-111,888	-172,368	-139,490	-173,140	-397,790	-1,064,295	過年度分: 当該年度調定額×(当該年度収納率-基準年度H26の収納率)
収納率向上 住宅使用料	-603,606	-2,183,247	-4,014,006	-3,669,287	-4,535,482	-624,654	-1,406,498	-17,036,780	
現年	-343,693	-1,415,786	-3,095,595	-2,637,058	-3,417,632	266,466	413,752	-10,229,546	現年分: 当該年度調定額×(当該年度収納率-基準年度H26の収納率)
過年	-259,913	-767,461	-918,411	-1,032,229	-1,117,850	-891,120	-1,820,250	-6,807,234	過年度分: 当該年度調定額×(当該年度収納率-基準年度H26の収納率)
合計	382,008,498	269,156,792	220,587,765	305,338,877	381,403,818	798,261,816	1,678,951,009	4,035,708,575	

※水道料は公営企業会計で集計方法が異なるため、第二次行政改革大綱検証結果時より除外

※令和2年度から簡易水道事業会計及び下水道事業会計は、公営企業会計へ移行・統合されているが、平成27年度からの検証を行うために計上

歳出効果

実施項目	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	合計	算出方法
定員管理・給与体系の適正化	11,935,711	15,434,219	16,580,515	24,890,396	25,487,744	16,050,519	4,023,269	114,402,373	(退職者一採用者)×当該年度新人職員1人あたり賃金
前納報奨金の廃止	14,377,970	14,377,970	14,377,970	14,377,970	14,377,970	14,377,970	14,377,970	100,645,790	平成26年度 市県民税前納報奨金 2,492,090円、平成26年度 固定資産税前納報奨金 11,885,880円 平成26年度 前納報奨金合計 14,377,970円
甲府・峡東ごみ処理施設移行時の削減額 (環境センター隣接地区補償金、他自治体でのごみ処理に係る負担金の削減)	-	-	78,134,596	78,134,596	78,134,596	78,134,596	78,134,596	390,672,980	甲府ごみ処理負担金10,411,596円、東山梨環境衛生組合負担金67,723,000円 合計78,134,596円
甲府・峡東ごみ処理施設移行時の削減額 (環境センター維持管理費の削減)	-	-	181,914,026	181,914,026	181,914,026	181,914,026	181,914,026	909,570,130	塵芥処理費181,914,026円
指定管理者制度の活用 ・甲州市交流保養センター大菩薩の湯 (導入平成19年4月)	指定管理者	㈱セイウン	㈱セイウン	㈱セイウン	㈱セイウン	㈱セイウン	(株)スポーツプラザ報徳	(株)スポーツプラザ報徳	平成18年度直営時職員:正職員2名、22条職員6名 新人職員給与額3,309,000円×2=6,618,000円、22条職員1,940,000円×6=11,640,000円、18,671,376円(平成18年度その 他経費)、経費合計37,690,711円、料金収入等33,010,000円 経費合計-料金収入等=直営時運営コスト 直営時運営コスト 3,919,376円
	指定管理料	6,480,000	6,480,000	6,480,000	6,480,000	6,480,000	6,862,000	6,862,000	
	財政効果額	-2,561,000	-2,561,000	-2,561,000	-2,561,000	-2,561,000	-4,763,000	-4,763,000	-22,331,000
指定管理者制度の活用 ・甲州市塩山B&G海洋センター (導入平成20年4月)	指定管理者	㈱フィット	㈱フィット	㈱フィット	㈱フィット	㈱フィット	㈱フィット	㈱フィット	平成19年度直営時職員:正職員3名、22条職員4名 新人職員給与額3,309,000円×3=9,927,000円、22条職員1,940,000円×4=7,760,000円、20,003,711円(平成19年度その 他経費)、経費合計37,690,711円、料金収入等3,897,940円 経費合計-料金収入等=直営時運営コスト 直営時運営コスト33,792,771円
	指定管理料	27,000,000	25,000,000	25,000,000	25,000,000	25,000,000	25,000,000	25,000,000	
	財政効果額	6,793,000	8,793,000	8,793,000	8,793,000	8,793,000	8,793,000	8,793,000	59,551,000
指定管理者制度の活用 ・甲州市勝沼B&G海洋センター (導入平成27年4月)	指定管理者	㈱スポーツプラザ報徳	㈱スポーツプラザ報徳	㈱スポーツプラザ報徳	㈱フィット	㈱フィット	㈱フィット	㈱フィット	平成24年度直営時 正職員1名 受付、監視等(シルバー人材センター委託) 新人職員給与額3,309,000円、シルバー人材(受付、監視等)140,800円、その他経費763,017円 料金収入42,130円 直営時運営コスト4,170,687円
	指定管理料	4,880,000	4,772,000	4,675,000	5,950,000	5,950,000	5,900,000	5,850,000	
	財政効果額	-709,313	-601,313	-504,313	-1,779,313	-1,779,313	-1,729,313	-1,679,313	-8,782,191
指定管理者制度の活用 ・鈴宮寮 (導入平成28年4月)	指定管理者	-	光風会	光風会	光風会	光風会	光風会	光風会	平成28年度から指定管理者制度導入 民間移行による22条職員退職 介護員・調理員・看護師賃金30,693,074円、共済費4,400,038円 合計35,093,112円
	指定管理料	-	30,000,000	22,000,000	14,000,000	6,000,000	0	10,000,000	
	財政効果額	-	5,093,112	13,093,112	21,093,112	29,093,112	35,093,112	25,093,112	128,558,672
指定管理者制度の活用 ・甲州市環境センターし尿処理場 (導入平成23年4月)	指定管理者	㈱メイキョー	㈱メイキョー	㈱メイキョー	㈱メイキョー	㈱メイキョー	㈱メイキョー	㈱メイキョー	平成22年度直営時職員:正職員2名、22条職員1名 新人職員給与額3,309,000円×2=6,618,000円、22条職員1,940,000円×1=1,940,000円、37,020,000円(平成21年度その 他管理経費) 経費合計45,578,000円 料金収入7,350,000円 経費合計-料金収入=直営時運営コスト 直営時運営コスト 38,228,000円
	指定管理料	28,500,000	37,124,000	35,137,000	32,124,000	39,000,000	33,540,000	35,340,000	
	財政効果額	9,728,000	1,104,000	3,091,000	6,104,000	-772,000	4,688,000	2,888,000	26,831,000
指定管理者制度の活用 ・甲州市勝沼農業農村情報連絡施設 (導入平成17年7月)	指定管理者	勝沼CATV㈱	勝沼CATV㈱	勝沼CATV㈱	勝沼CATV㈱	勝沼CATV㈱	勝沼CATV㈱	勝沼CATV㈱	指定管理者制度導入前も委託を行っていたため財政効果額から除外
	指定管理料	0	0	0	0	譲渡	譲渡	譲渡	
	財政効果額	-	-	-	-	-	-	-	-
指定管理者制度の活用 ・甲州市勝沼健康福祉センター (導入平成18年9月)	指定管理者	(有)甲州市社会福祉協議会	(有)甲州市社会福祉協議会	(有)甲州市社会福祉協議会	(有)甲州市社会福祉協議会	(有)甲州市社会福祉協議会	(有)甲州市社会福祉協議会	(有)甲州市社会福祉協議会	指定管理者制度導入前も委託を行っていたため財政効果額から除外
	指定管理料	27,708,000	25,951,000	29,223,000	29,031,000	32,511,000	30,871,000	20,662,000	
	財政効果額	-	-	-	-	-	-	-	-
指定管理者制度の活用 ・甲州市大和福祉センター ・甲州市大和デイサービスセンター (導入平成18年9月)	指定管理者	㈱やさしい手甲府	㈱やさしい手甲府	㈱やさしい手甲府	㈱やさしい手甲府	㈱やさしい手甲府	㈱やさしい手甲府	㈱やさしい手甲府	指定管理者制度導入前も委託を行っていたため財政効果額から除外
	指定管理料	12,401,293	12,570,451	11,432,712	11,269,303	12,029,000	11,831,311	12,169,640	
	財政効果額	-	-	-	-	-	-	-	-
指定管理者制度の活用 ・甲州市菱山営農センター (導入平成18年9月)	指定管理者	JAフルーツ山梨	JAフルーツ山梨	JAフルーツ山梨	JAフルーツ山梨	JAフルーツ山梨	JAフルーツ山梨	JAフルーツ山梨	指定管理者制度導入前も委託を行っていたため財政効果額から除外
	指定管理料	0	0	0	50,000	50,000	50,000	50,000	直営(農林振興課で管理)
	財政効果額	-	-	-	-	-	-	-	-
指定管理者制度の活用 ・甲州市やまと天目山温泉資源活用施設 ・甲州市白川溪谷線の村 (導入平成18年9月)	指定管理者	㈱栄和交通	㈱栄和交通	㈱栄和交通	㈱栄和交通	㈱栄和交通	㈱栄和交通	㈱栄和交通	指定管理者制度導入前も委託を行っていたため財政効果額から除外
	指定管理料	6,000,000	6,000,000	6,000,000	6,000,000	6,000,000	6,000,000	6,000,000	
	財政効果額	-	-	-	-	-	-	-	-

歳出効果

実施項目		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	合計	算出方法
指定管理者制度の活用 ・甲州市甲斐の国次和自然学校 (導入平成18年9月)	指定管理者	㈱フィット	㈱フィット	㈱フィット	㈱フィット	㈱フィット	㈱フィット	㈱フィット		指定管理者制度導入前も委託を行っていたため財政効果額から除外
	指定管理料	11,000,000	11,000,000	11,000,000	11,000,000	10,800,000	10,800,000	10,800,000		
	財政効果額	-								
指定管理者制度の活用 ・甲州市立勝沼病院 (導入平成19年4月)	指定管理者	(財)山梨厚生会	(財)山梨厚生会	(財)山梨厚生会	(財)山梨厚生会	(財)山梨厚生会	(財)山梨厚生会	(財)山梨厚生会		指定管理者制度導入前も委託を行っていたため財政効果額から除外
	指定管理料	0	0	0	0	0	70,000,000	58,000,000		
	財政効果額	-	-	-	-	-	-	-		
	合計	39,564,368	41,639,988	52,870,284	70,918,165	72,639,513	72,510,288	48,733,038	430,693,614	
	総合計	421,572,866	310,796,780	273,458,049	376,257,042	454,043,331	870,772,104	1,727,684,047	4,466,402,189	

令和5年1月13日

甲州市長 鈴木 幹夫 様

甲州市行政改革推進委員会 答申
(第三次甲州市行政改革大綱の評価について)

甲州市行政改革推進委員会
会 長 丸 山 正 次

令和3年5月14日付け甲州政第42号で市長から諮問を受けました二点のうち、「第三次甲州市行政改革大綱の評価」について、本委員会で審議を行いました。本委員会における活発な議論を経て、「第三次甲州市行政改革大綱検証結果(案)」については、本委員会の審議内容が概ね反映されました。

新行財政改革大綱に基づく改革を推進するにあたり、本答申の趣旨を十分に尊重され、適切に対応されるよう要望し答申いたします。

記

1 改革項目の98項目中26項目が達成、70項目が一部達成となっておりますが、一部達成となった項目の評価にはかなり大きな幅があったことから、今後は実績や根拠等に応じた細かな達成基準を定める必要があります。また、改革項目の庁内における評価原案は一部判定が甘く、本委員会からの評価と異なる項目が見受けられたことから、改革項目を評価する際には、財政効果だけにとらわれず、当該事務・事業の持つ特性などを考慮したうえで評価をすることも必要です。

今後の行政改革の評価については、より実態実績を反映した評価基準の導入の検討と、本委員会の意見も反映する中で、市民も納得できる評価となるよう努めてください。

2 改革項目の中には目標指標の設定を行わなかったために、評価が主観的、抽象的になっているものもありました。新行財政改革大綱に基づく取り組みにおいては、可能な限り客観的な評価となるよう、数値化等による目標設定を基本とし、年度の取組評価の際にも客観的な根拠から達成度を的確に把握できるよう努めてください。

- 3 指定管理者制度導入施設については、施設の老朽化、光熱水費及び人件費の増加等により管理料の抑制が難しい状況であることから、施設によっては財政的効果の少ないものが生じています。管理運営経費の削減を行うよう指導するなどして、市側の負担の軽減を図るとともに、今後も多様化する住民ニーズに効果的効率的に対応するため、民間の能力を活用し住民サービスの向上に努めるとともに、今後の各施設の在り方について検討し、民間譲渡や廃止も選択肢とする中で、適正な公共施設の配置に努めてください。
- 4 社会経済情勢の変化を踏まえ、持続可能で質の高い行政サービスの提供の実現を主眼とし、職員一人ひとりのスキルアップと行政改革への意識向上を図るとともに、市民の意見が市政に反映されるような組織体制づくりを更に進めてください。
- 5 情報通信技術の進展に対応し、市民の利便性向上と業務の効率化のため、全庁的に ICT を積極的に活用するとともに、市の実施する事業や取り組みを、市民に分かりやすく公表するように努め、必要な人に必要な情報が伝わる情報発信に努めてください。

甲州市行政改革推進委員会委員名簿

番号	氏名	役職
1	丸山 正次	会長
2	雨宮 一樹	
3	小出 順子	
4	佐藤 真由美	
5	三森 斉	副会長
6	宿澤 和也	
7	塩島 和美	
8	小俣 多美子	
9	荻原 智志	
10	松山 典嗣	

(順不同・敬称略)

甲州市行政改革推進本部設置要綱

(設置)

第1条 社会経済情勢の変化と地方分権の時代に対応することができる市行政を目指し、簡素で効率的な行政システムの確立を図るため、甲州市行政改革推進本部（以下「本部」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 本部の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 行政改革大綱の策定及び見直しに関すること。
- (2) 行政改革実施計画に関すること。
- (3) 行政システムの再構築及び行政改革の推進に関すること。

(組織)

第3条 本部は、本部長、副本部長及び本部員をもって組織する。

2 本部長は市長をもって充て、副本部長は副市長をもって充てる。

3 本部員は、甲州市庁議等に関する規程（平成22年甲州市訓令第2号）第3条第3項に定める庁議を構成する者（市長及び副市長を除く。）をもって充てる。

(本部長等の職務)

第4条 本部長は、本部の会議を招集し、会務を総括する。

2 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 本部の会議は、本部長が必要に応じて招集し、その議長となる。

2 本部の会議は、本部員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

3 本部員がやむを得ない事情により会議に出席することができないときは、あらかじめ本部長に届け出なければならない。

(行政改革専門部会)

第6条 行政改革大綱を全庁的に推進するため、本部に行政改革専門部会（以下

「専門部会」という。)を置く。

2 専門部会の組織及び運営に関し必要な事項は、本部長が定める。

(行政改革分科会)

第7条 行政改革大綱の具体的事項を検討し、及び実施するため、本部に行政改革分科会(以下「分科会」という。)を置く。

2 分科会の組織及び運営に関し必要な事項は、本部長が定める。

(庶務)

第8条 本部、専門部会及び分科会の庶務は、政策秘書課において処理する。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、本部の運営に関し必要な事項は、本部が別に定める。

附 則

この要綱は、平成17年12月13日から施行する。

附 則(平成19年3月30日訓令第2号)

この訓令は、平成19年4月1日から施行する。

附 則(平成20年3月31日訓令第1号)

この訓令は、平成20年4月1日から施行する。

附 則(平成20年6月26日訓令第2号)

この訓令は、平成20年7月1日から施行する。

附 則(平成22年3月29日訓令第2号)

この訓令は、平成22年4月1日から施行する。

附 則(平成27年5月20日訓令第3号)

この訓令は、公布の日から施行し、改正後の甲州市行政改革推進本部設置要綱の規定は、平成27年4月1日から適用する。

附 則(平成29年12月28日訓令第2号)

この訓令は、平成30年4月1日から施行する。

甲州市行政改革推進本部（令和4年度）

氏名	役職	
鈴木 幹夫	本部長	市長
廣瀬 猛	副本部長	副市長
小林 俊彦	本部員	教育長
前田 政彦	本部員	政策秘書課長
手塚 秀司	本部員	総務課長
清水 修	本部員	財政課長
雨宮 邦彦	本部員	教育総務課長
武澤 勝彦	本部員	子育て・福祉推進課長
志村 裕喜	本部員	観光商工課長